

1 免許番号 岡区第56号

7 関係地区 岡山市

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種区画漁業 のり養殖業

10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 岡山市東区宝伝、久々井、正儀地先

4 漁場の区域 基点第601号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第618号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第618号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識

基点第656号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識

点ア 基点第601号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第601号から50メートルの点

点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上基点第617号から300メートルの点

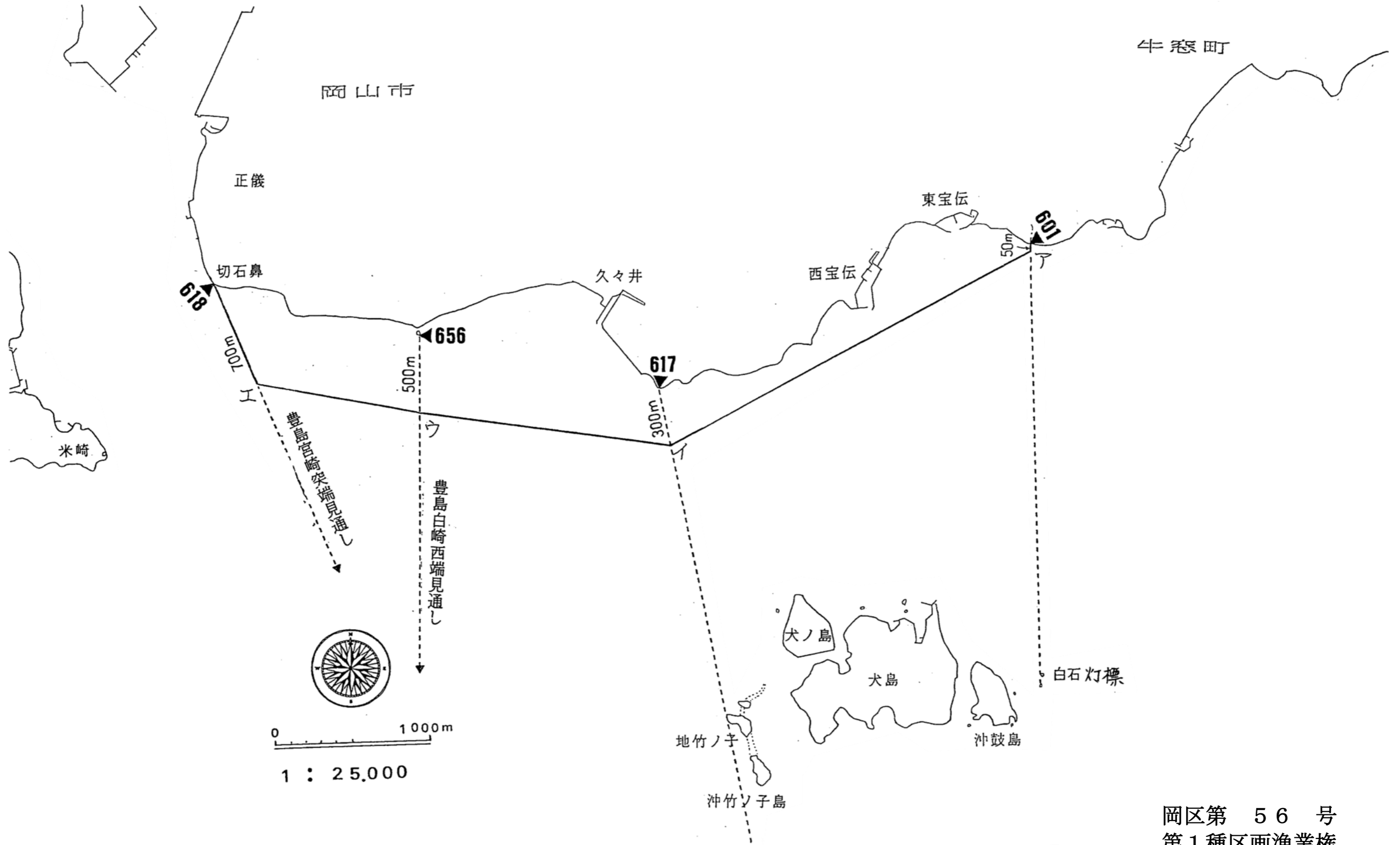
点ウ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第656号から500メートルの点

点エ 基点第618号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎突端見通し線上基点第618号から700メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別

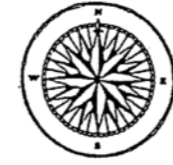
団体漁業権



岡区第 56 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第57号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 岡山市東区久々井、正儀地先
- 4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
基点第656号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識
点ア 基点第617号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上、基点第617号から300メートルの点
点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上、基点第617号から450メートルの点
点ウ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第656号から500メートルの点
点エ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線と、点イから岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点
点オ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯標から香川県小豆郡土庄町豊島虻崎突端見通し線と、点イから岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点
点カ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯標から香川県小豆郡土庄町豊島虻崎突端見通し線と、点アから点ウ見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 岡山市

岡山市



0 1000m

1 : 25,000

小串

東宝伝

西宝伝

久々井

656

500m

617

300m

450m

ウ

カ

ア

米崎

エ

オ

イ

香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し

香川県小豆郡土庄町豊島虹崎突端見通し

犬ノ島

犬島

地竹の子島

沖竹の子島

沖鼓島

岡区第 57 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第58号

7 関係地区 岡山市

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種区画漁業 のり養殖業

9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島北地先

4 漁場の区域 基点第603号、点ア、点イ、点ウ及び基点第603号の
各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識

基点第602号 岡山市東区犬島白石中央に設置した標識

基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島猫石北端に設置した標識

基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識

基点第651号 岡山市東区宝伝高山鼻南端に設置した標識

基点第657号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に
設置した標識

点ア 基点第611号から基点第417号見通し線と、基
点第651号から基点第603号見通し線との交差点

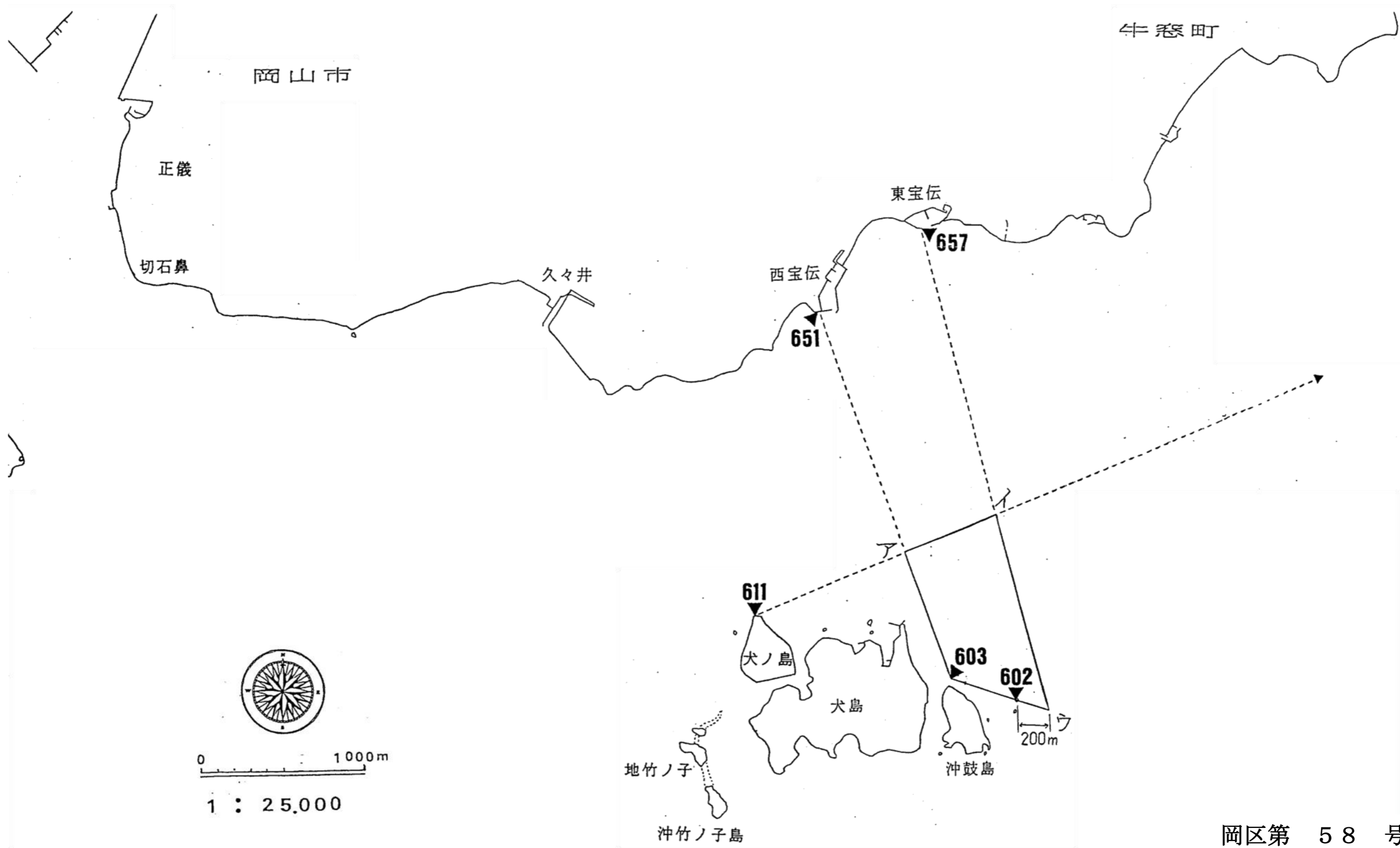
点イ 基点第611号から基点第417号見通し線と、基
点第657号から点ウ見通し線との交差点

点ウ 基点第603号から基点第602号見通し延長線上
基点第602号から200メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



岡区第 58 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第59号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

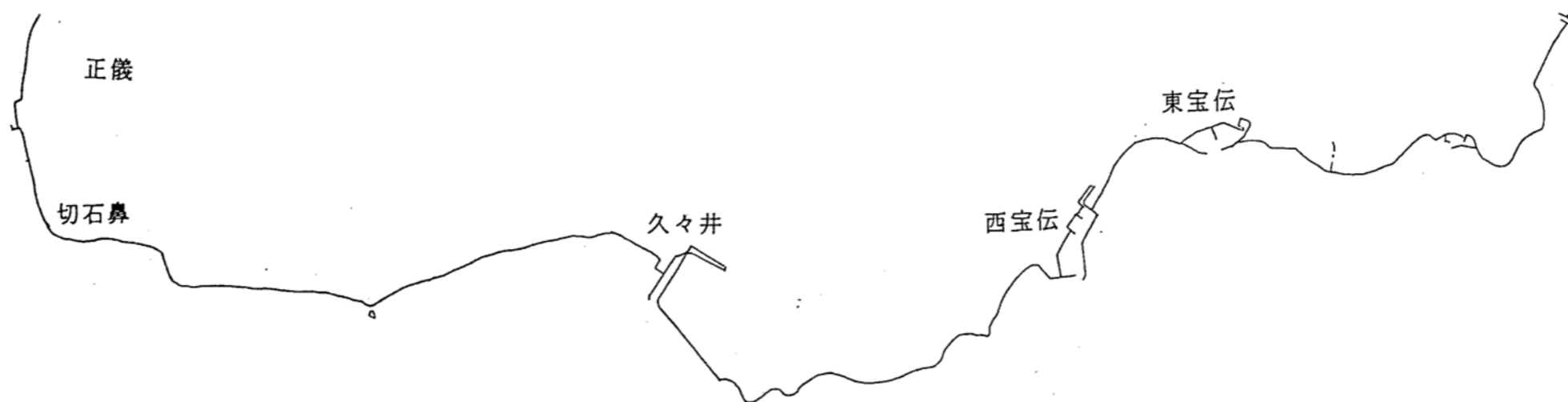
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島南地先

- 4 漁場の区域 基点第676号及び基点第682号を結んだ直線及び基点第606号、点ア、点イ及び基点第649号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第606号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端に設置した標識
基点第649号 岡山市東区犬島松ヶ鼻南端に設置した標識
基点第676号 岡山市東区犬島南東端に設置した標識
基点第682号 岡山市東区犬島沖鼓島南西端に設置した標識
点ア 基点第606号から真方位180度見通し線上基点第606号から800メートルの点
点イ 基点第649号から真方位180度見通し線上基点第649号から800メートルの点

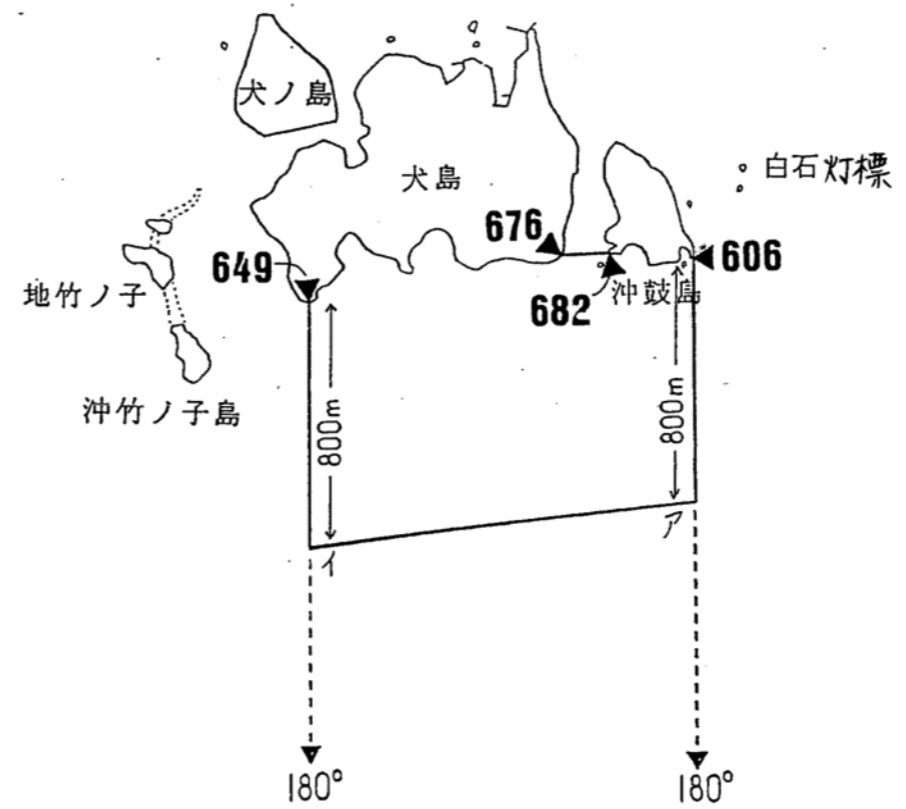
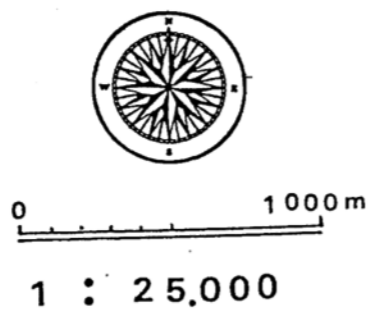
- 5 制限又は条件
(1) 幅100メートル以上の船通しを1ヶ所設けなければならない。
(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 岡山市

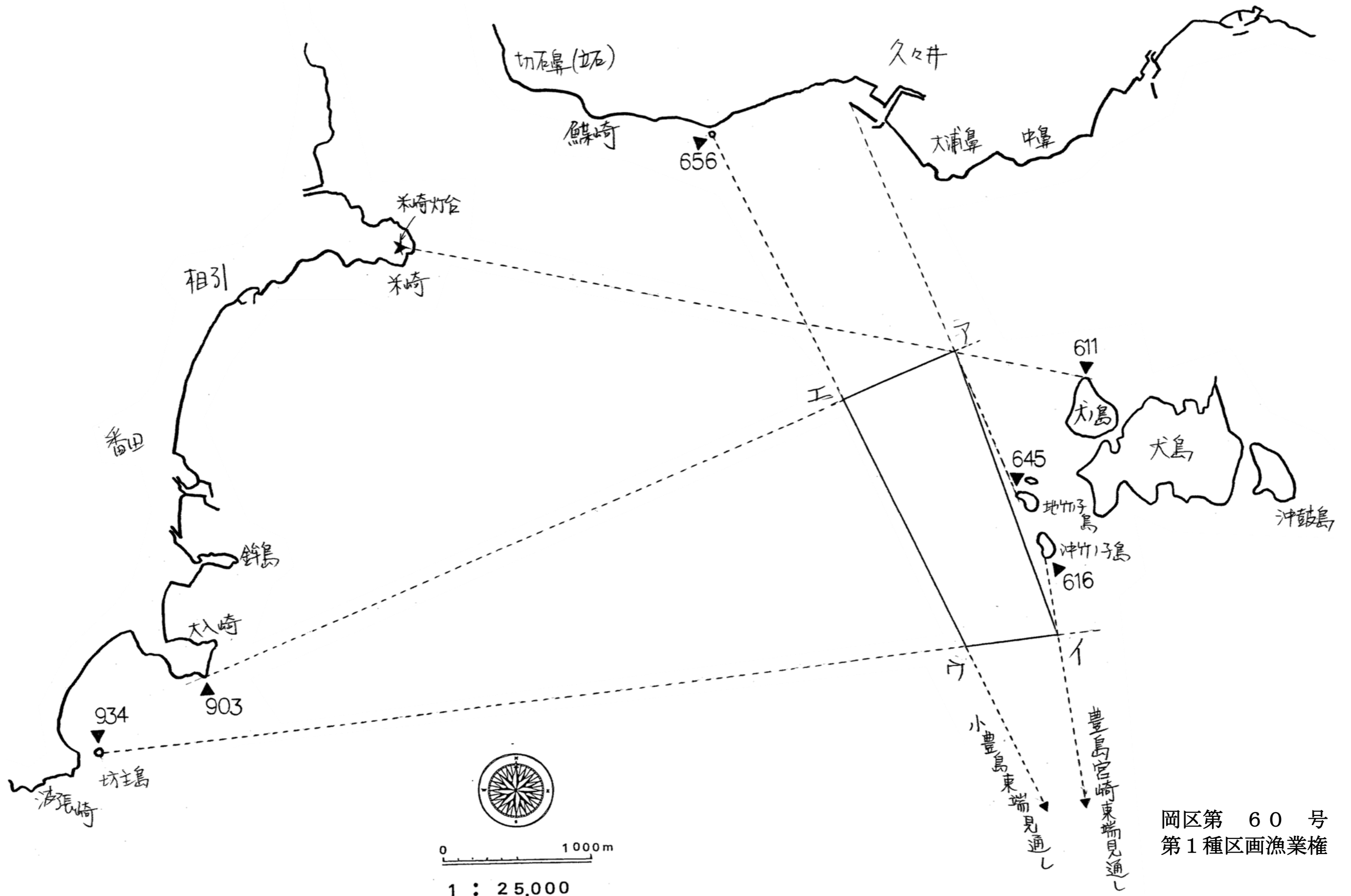


↙



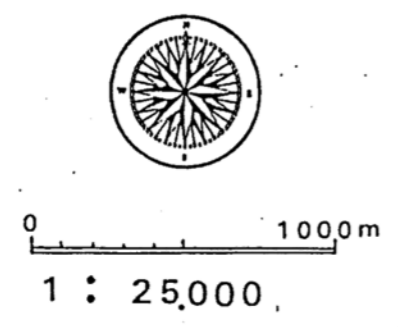
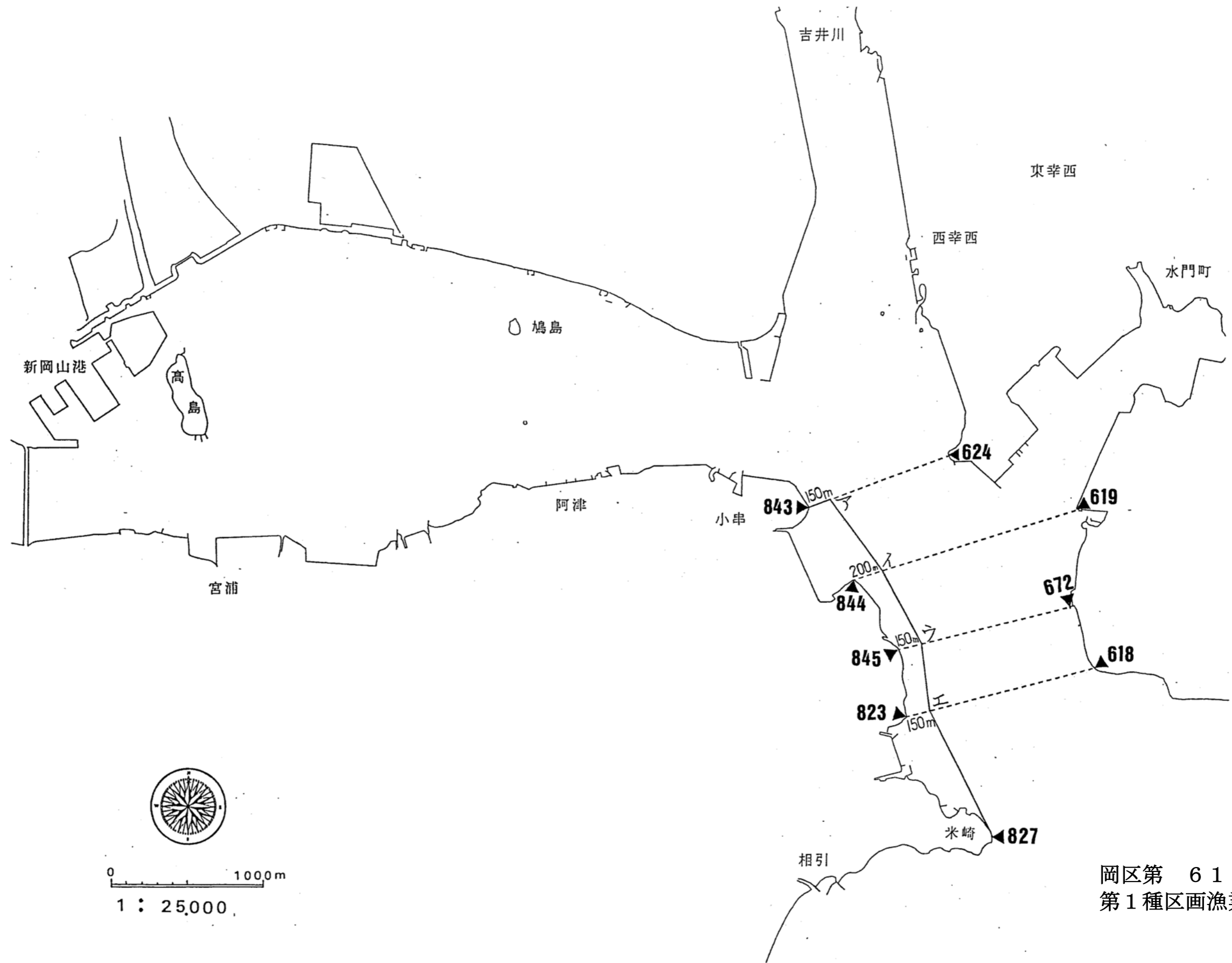
岡区第 59 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第60号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
基点第645号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北西端に設置した標識
基点第656号 岡山市東区正義金山（飯盛岩）南端に設置した標識
基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識
基点第934号 玉野市胸上坊主島島頂に設置した標識
点ア 基点第645号から岡山市東区久々井久久井漁港一文字防波堤見通し線と、基点第611号から岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点
点イ 基点第616号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎東端見通し線上基点第616号から500メートルの点
点ウ 点イから基点第934号見通し線と、基点第656号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点
点エ 点アから基点第903号見通し線と、基点第656号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 岡山市



岡区第 60 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第61号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 岡山市南区小串向小串地先
- 4 漁場の区域 基点第843号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点で囲まれた区域
点の位置
基点第618号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識
基点第619号 岡山市東区正儀SECカーボン株式会社岡山工場堤防南西端に設置した標識
基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識
基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識
基点第823号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
基点第843号 岡山市南区小串向小串北堤防突端に設置した標識
基点第844号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識
基点第845号 岡山市南区小串タコウダ鼻突端に設置した標識
点ア 基点第843号から基点第624号見通し線上基点第843号から150メートルの点
点イ 基点第844号から基点第619号見通し線上基点第844号から200メートルの点
点ウ 基点第845号から基点第672号見通し線上基点第845号から150メートルの点
点エ 基点第823号から基点第618号見通し線上基点第823号から150メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 岡山市



岡区第 61 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第62号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

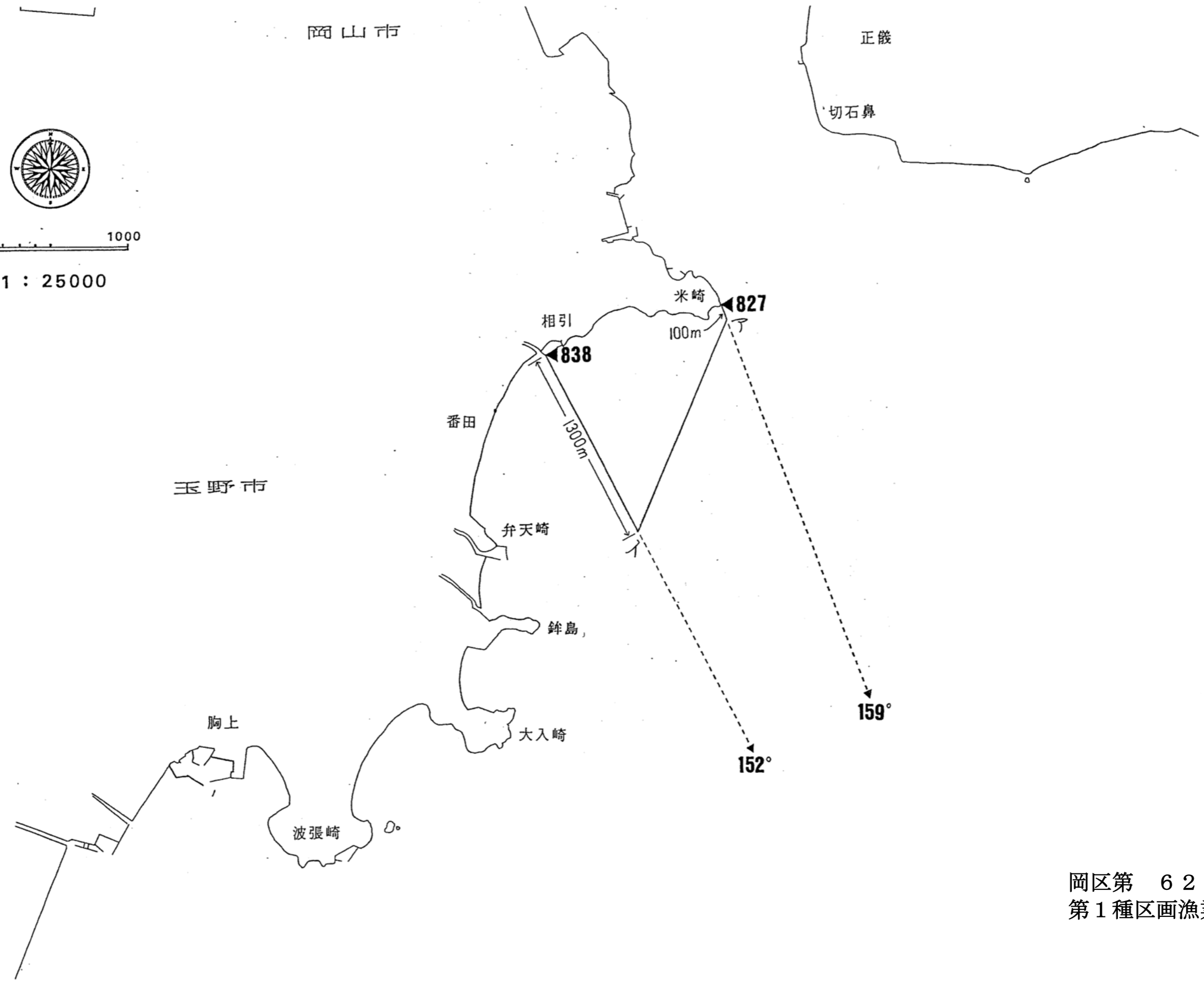
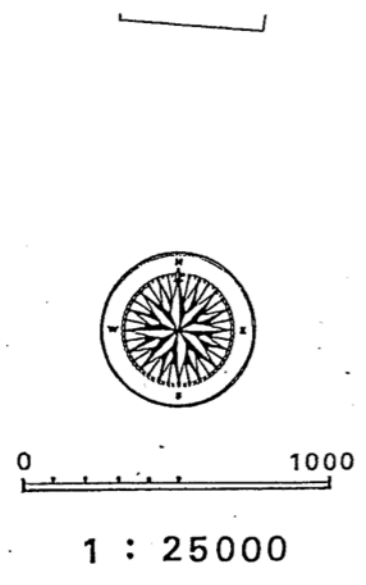
- 3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎地先

- 4 漁場の区域 基点第827号、点ア、点イ及び基点第838号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域
点の位置
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識
点ア 基点第827号から真方位159度（香川県小豆郡
土庄町豊島旧虻山高）見通し線上基点第827号から
100メートルの点
点イ 基点第838号から真方位152度（香川県小豆郡
土庄町豊島旧虻山高）見通し線上基点第838号から
1,300メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 岡山市



岡区第 62 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第63号

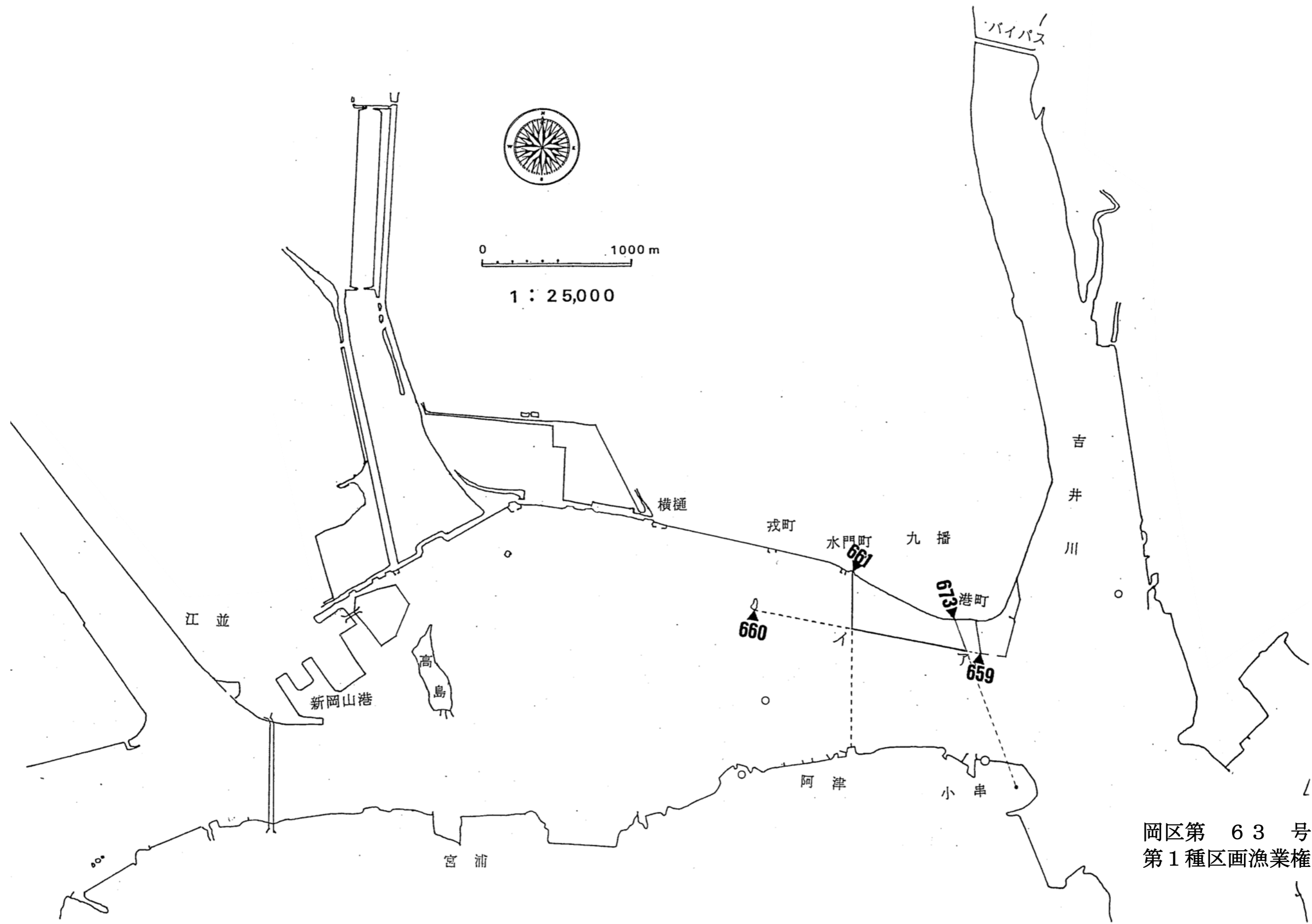
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

- 4 漁場の区域 基点第673号、点ア、点イ及び基点第661号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域
点の位置
基点第659号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置し
た標識
基点第660号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識
基点第661号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱
基点第673号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤基部より西170メ
ートルに設置した標識
点ア 基点第659号から基点第660号見通し線と、基
点第673号から岡山市南区小串砲台跡見通し線との
交差点
点イ 基点第659号から基点第660号見通し線と、基
点第661号から岡山市南区阿津道神見通し線との交
差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 岡山市



岡区第 63 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第64号

第819号から450メートルの点
点キ 基点第661号から基点第819号見通し線上基点
第661号から420メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
1月1日から12月31日まで

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

6 関係地区 岡山市

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各
点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第660号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第661号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

基点第664号 岡山市東区豊田津田永忠の碑

基点第666号 岡山市東区鳩島北端に設置した標識

基点第683号 岡山市中区沖元辰己港西防波堤基部に設置した標識

基点第819号 岡山市南区阿津ツブシ灯台

基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標
識

点ア 基点第666号から基点第664号見通し線上基点
第666号から100メートルの点

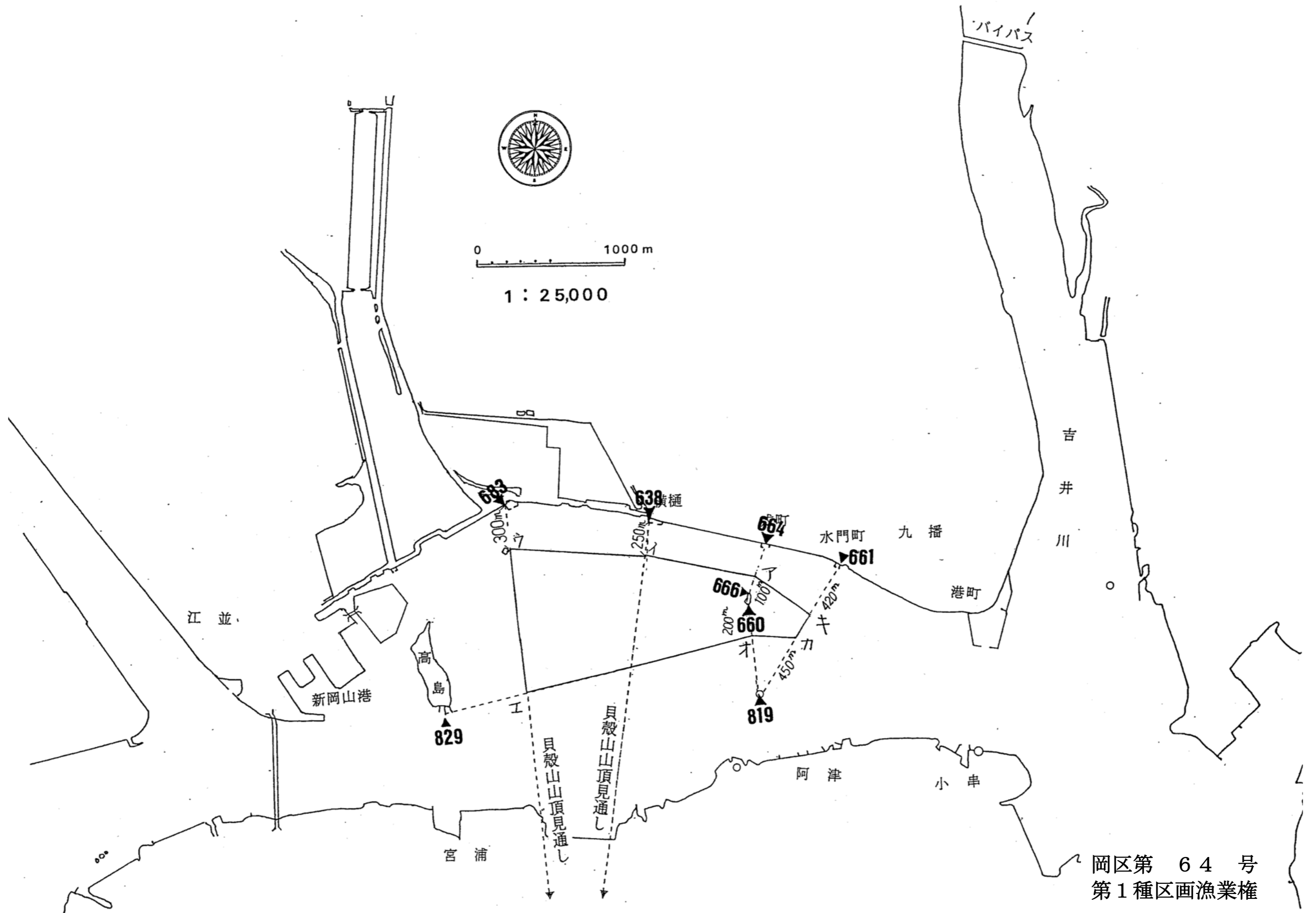
点イ 基点第638号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線
上基点第638号から250メートルの点

点ウ 基点第683号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線
上基点第683号から300メートルの点

点エ 基点第683号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線
と、点オから基点第829号見通し線との交差点

点オ 基点第660号から基点第819号見通し線上基点
第660号から200メートルの点

点カ 基点第819号から基点第661号見通し線上基点



岡区第 64 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第65号

7 関係地区 岡山市

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種区画漁業 あおのり養殖業

2月1日から8月20日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀古新田地先

4 漁場の区域 基点第619号、点ア、点イ及び基点第620号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

点の位置

基点第619号 岡山市東区正儀SECカーボン株式会社岡山工場堤
防南西端に設置した標識

基点第620号 岡山市東区正儀津栗鼻突端に設置した標識

基点第622号 岡山市東区水門町亀岩

基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設
置した標識

基点第823号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第843号 岡山市南区小串向小串北堤防突端に設置した標識

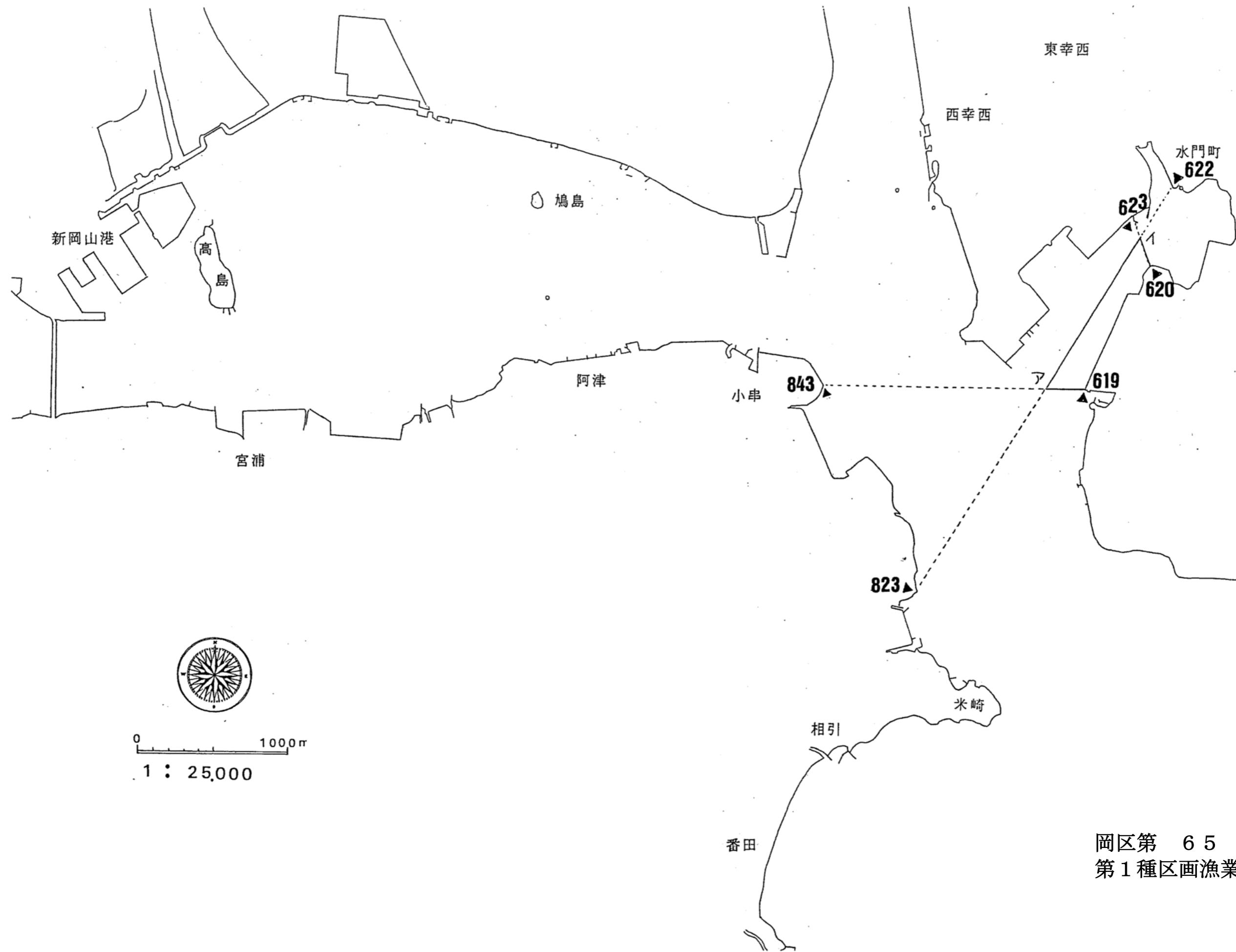
点ア 基点第619号から基点第843号見通し線と、基
点第622号から基点第823号見通し線との交差点

点イ 基点第620号から基点第623号見通し線と、
基点第622号から基点第823号見通し線との交差
点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



岡区第 65 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第66号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

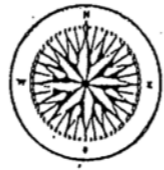
- 3 漁場の位置 岡山市東区西幸西地先

- 4 漁場の区域 基点第624号、点ア及び基点第691号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第618号 岡山市東区正義立石鼻立石に設置した標識
基点第624号 岡山市東区西幸西外波突端大石に設置した標識
基点第691号 岡山市東区東幸西テイカ株式会社岡山工場堤防突端に設置した標識
基点第844号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識
点ア 基点第618号から基点第624号見通し線と、基点第691号から基点第844号見通し線との交差点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

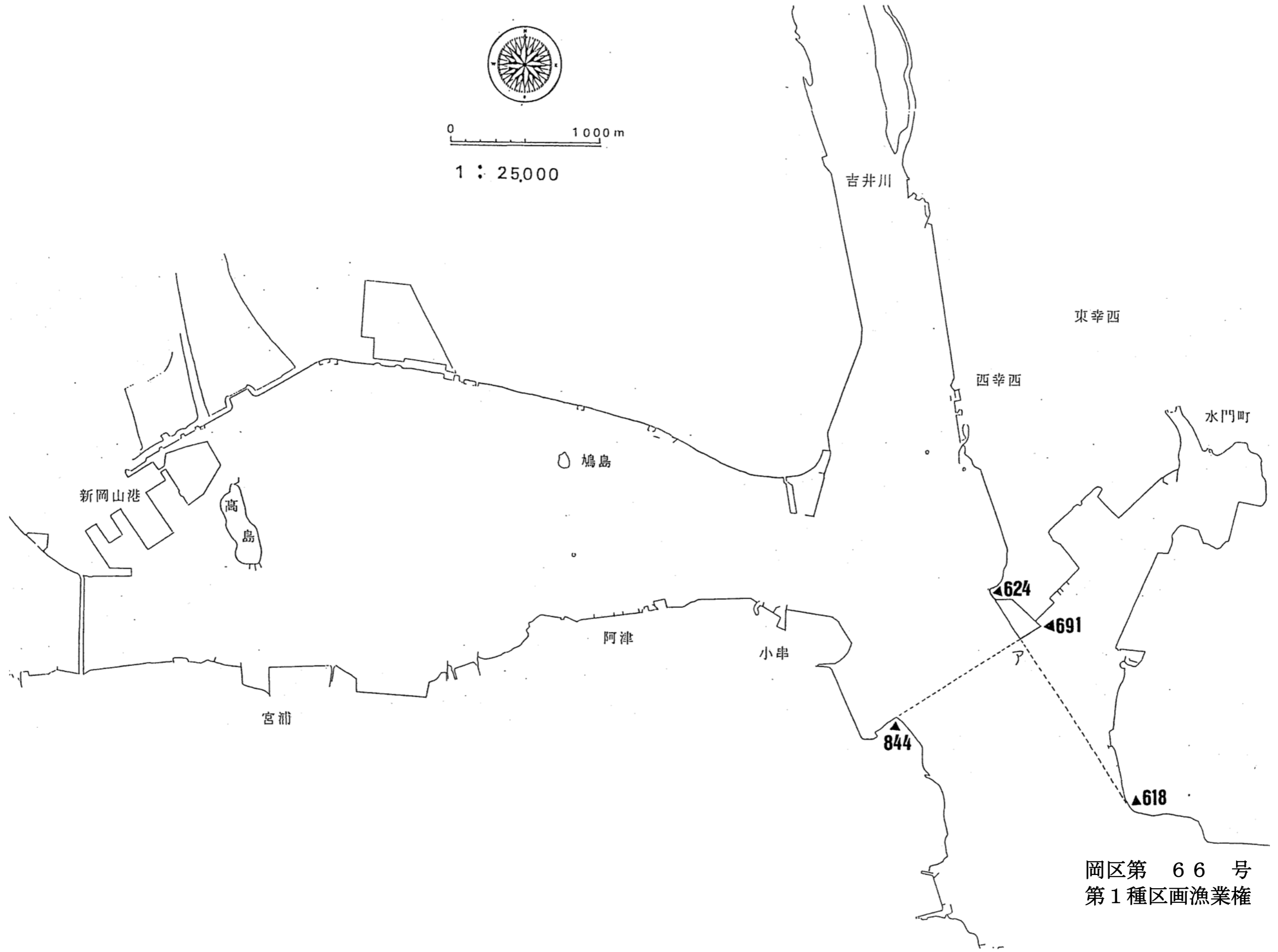
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 岡山市



0 1000 m

1 : 25,000



岡区第 66 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第67号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
4月1日から翌年2月15日まで

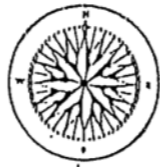
- 3 漁場の位置 岡山市東区西幸西外波崎地先

- 4 漁場の区域 基点第624号と基点第627号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識
基点第627号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

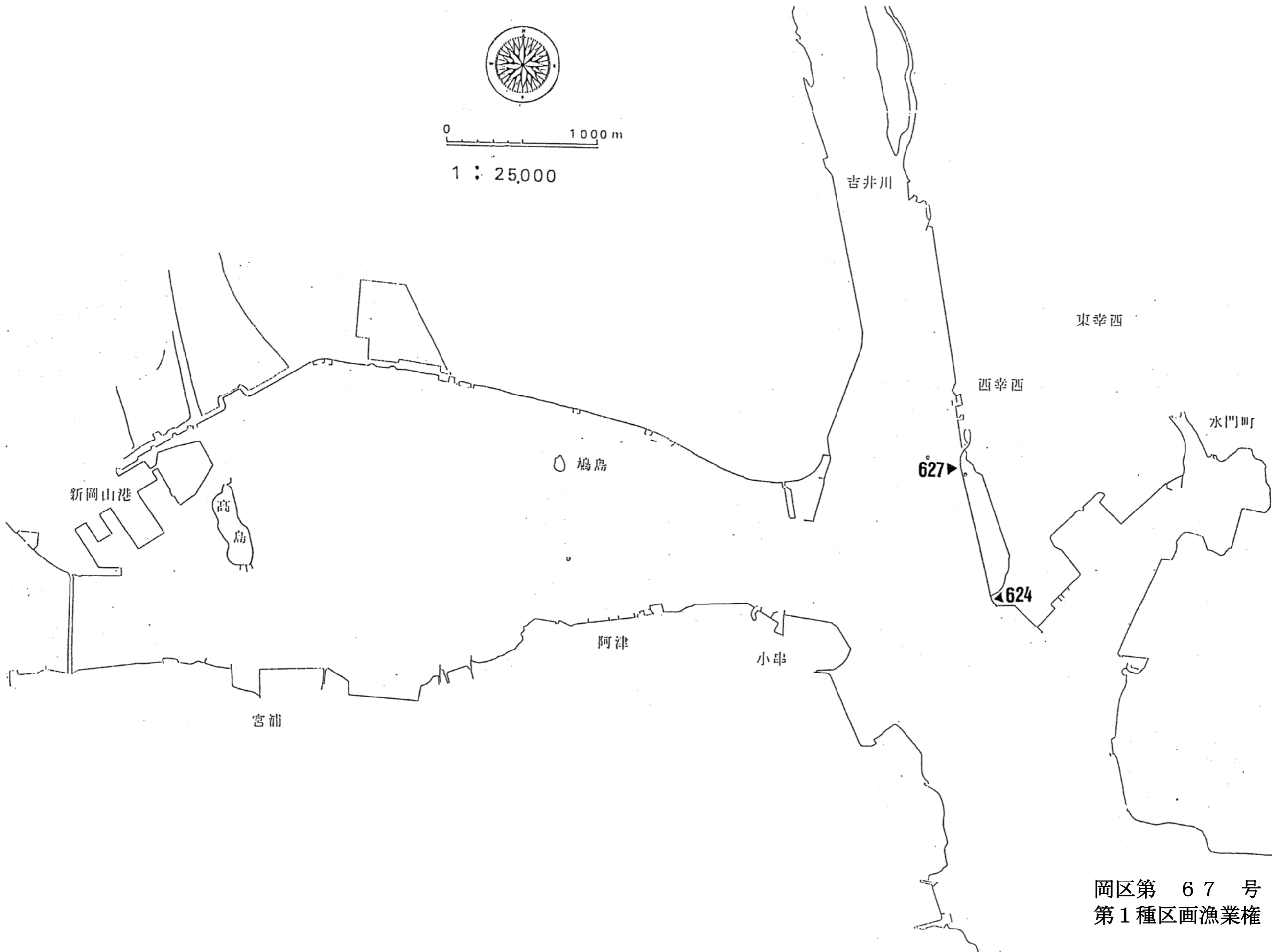
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 岡山市



0 1000 m

1 : 25,000



岡区第 67 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第68号

7 関係地区 岡山市

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種区画漁業 あおのり養殖業

10月1日から翌年6月30日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡船入町地先

4 漁場の区域 基点第696号及び点アを結んだ直線、基点第695号及び点イを結んだ直線及び基点第696号から基点第695号の間における最大高潮時海岸線から沖出し120メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標

基点第694号 岡山市東区乙子排水機場吐出樋門北端

基点第695号 岡山市東区金岡東町3丁目日本エクスラン工業株式会社西大寺工場南端堤防内石燈籠から南へ85メートルの点に設置した標識

基点第696号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠から北へ150メートルの点に設置した標識

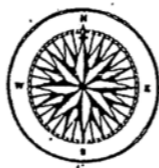
点ア 基点第696号から基点第628号見通し線上基点第696号から120メートルの点

点イ 基点第695号から基点第694号見通し線上基点第695号から120メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

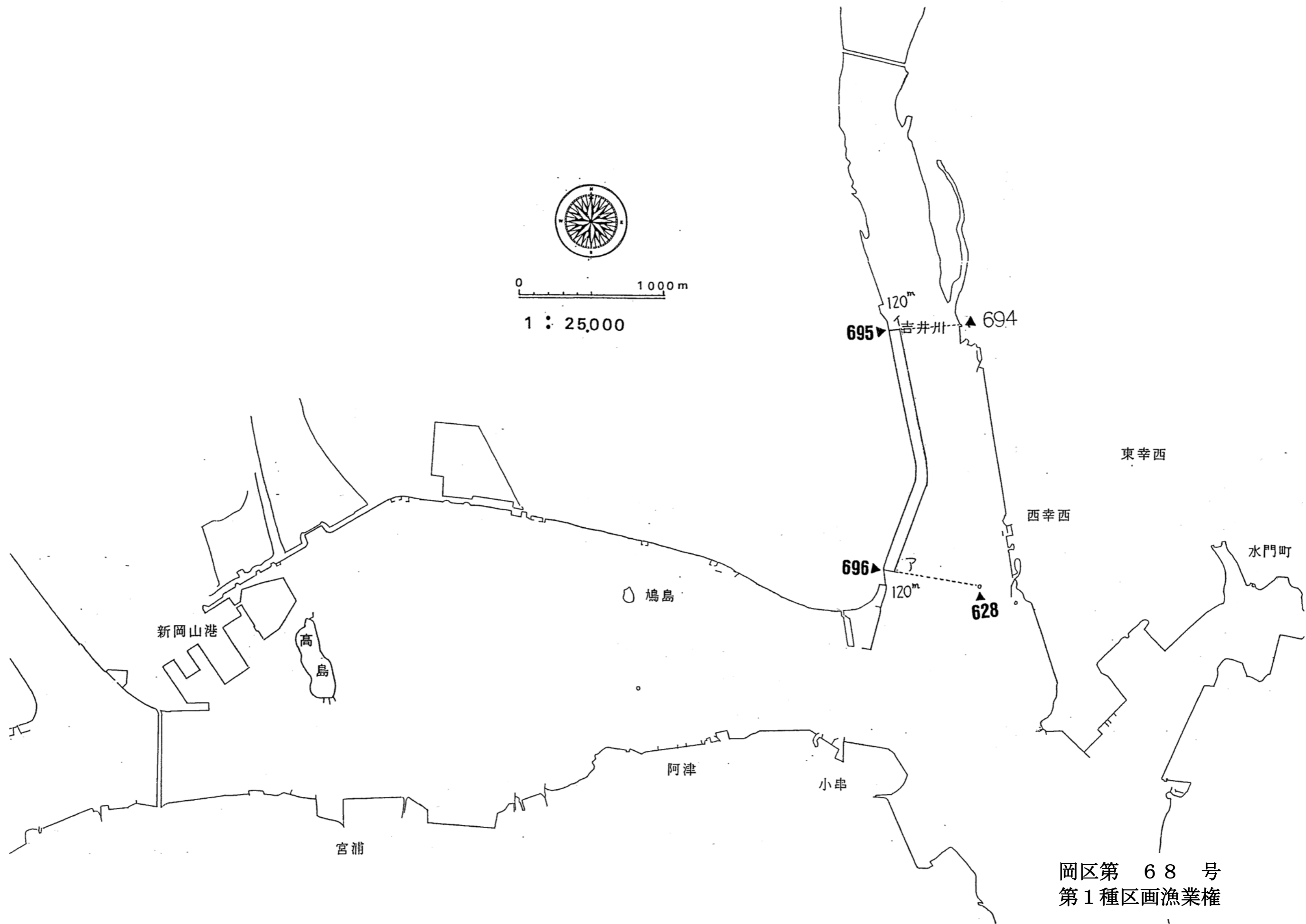
6 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



0 1000 m

1 : 25,000



岡区第 68 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第69号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
2月1日から8月20日まで

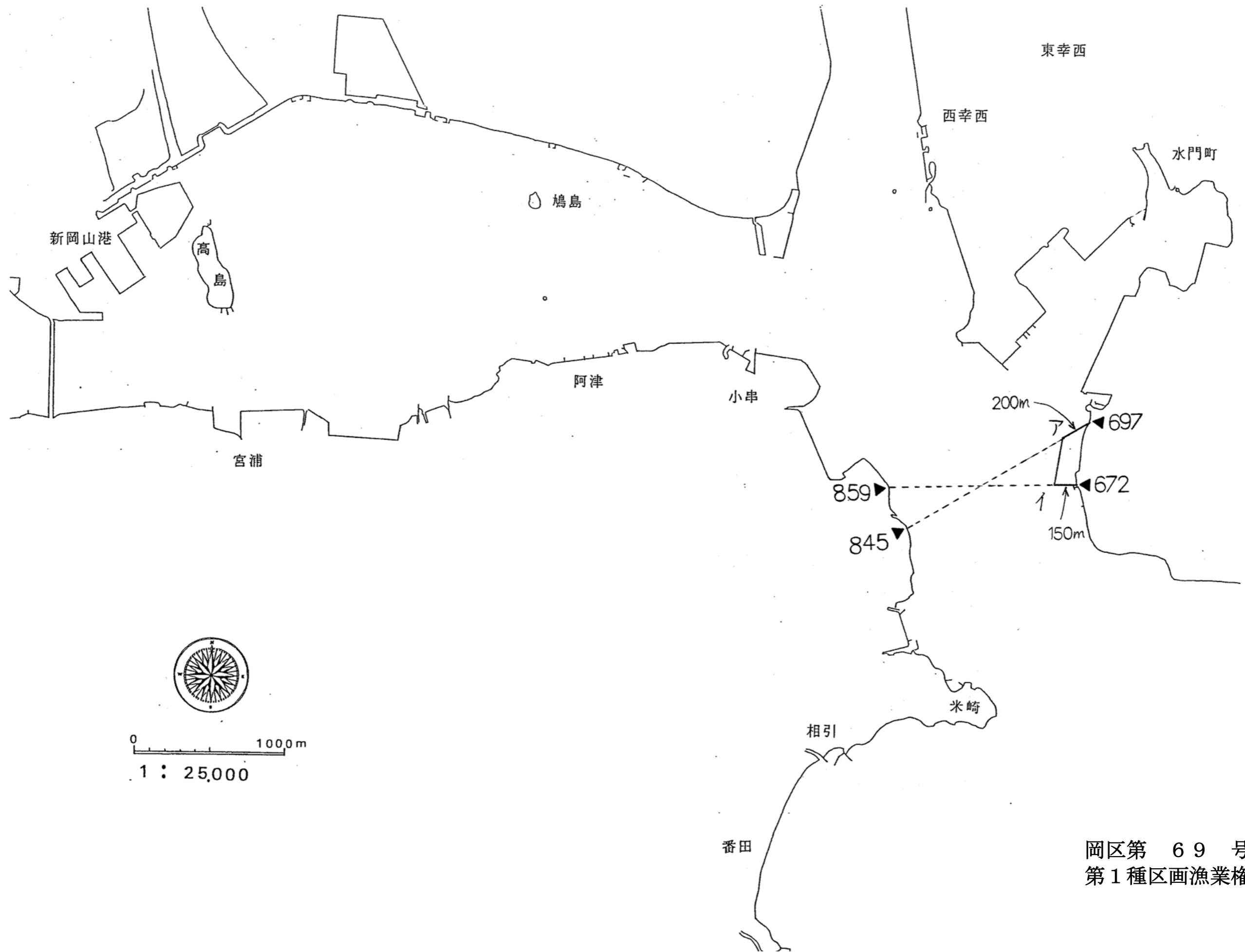
- 3 漁場の位置 岡山市東区正儀古新田地先

- 4 漁場の区域 基点第697号、点ア、点イ及び基点第672号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域
点の位置
基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西端に設置した標識
基点第697号 岡山市東区正儀5081-2地先護岸曲がり角に設置した標識
基点第845号 岡山市南区小串タコウダ鼻突端に設置した標識
基点第859号 岡山市南区小串スカ鼻突端に設置した標識
点ア 基点第697号から基点第845号見通し線上基点第697号から200メートルの点
点イ 基点第672号から基点第859号見通し線上基点第672号から150メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

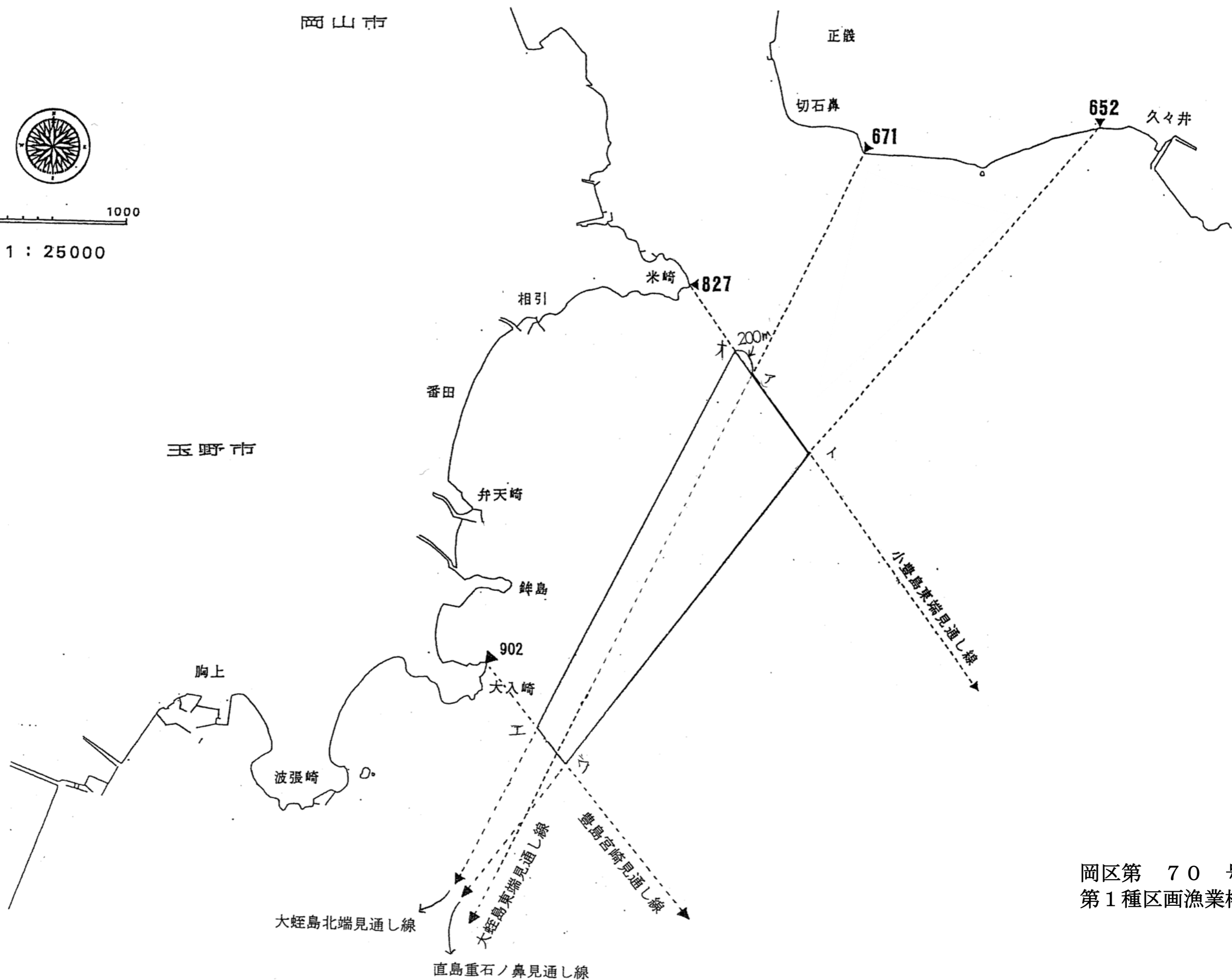
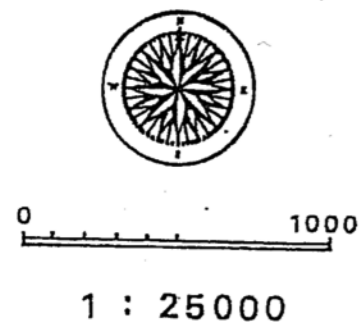
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 岡山市



岡区第 69 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第70号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎相引及び玉野市番田地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第652号 岡山市東区久々井宮ノ鼻南端に設置した標識
基点第671号 岡山市東区正儀鯉崎突端に設置した標識
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識
点ア 基点第671号から玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線と、基点第827号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点
点イ 基点第652号から玉野市出崎船越高見通し線と、基点第827号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点
点ウ 点イから香川県香川郡直島町直島重石ノ鼻見通し線と、基点第902号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点
点エ 点オから玉野市大蛭島（筏島）北端見通し線と、基点第902号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点
点オ 点アから基点第827号見通し線上点アから200メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 岡山市南区小串、阿津、玉野市番田、胸上、山田、沼



岡区第 70 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第71号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

(1) 基点第914号、点ア、点イ及び基点第838号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第671号 岡山市東区正義片岡別荘鼻(鰈崎)突端に設置した標識

基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

基点第854号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識

基点第914号 玉野市番田・胸上界吉浦海岸堤防上に設置した標識

基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

点ア 基点第671号から基点第1004号見通し線と、基点第914号から真方位139度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線)との交差点

点イ 基点第854号から点ア見通し線と、基点第838号から真方位152度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線)との交差点

(2) 基点第935号、点ウ、点エ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点第935号 玉野市番田字鍋脇2972番地先に設置した標識

基点第936号 玉野市番田字鍋脇2937番地先に設置した標識

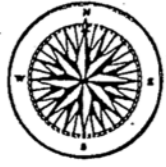
点ウ 基点第935号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第935号から430メートルの点

点エ 基点第936号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第936号から450メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

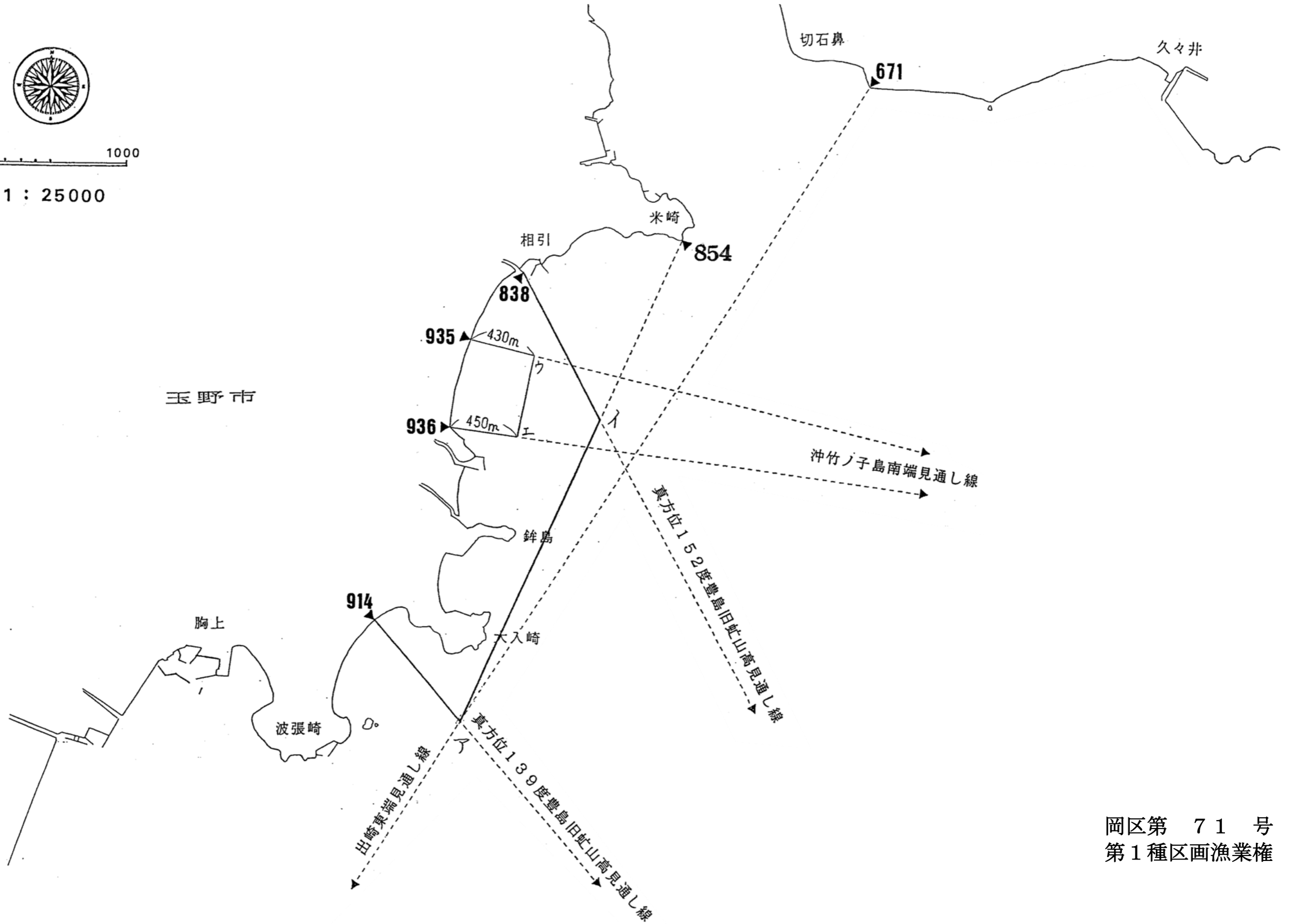
6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 玉野市番田



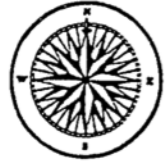
0 1000

1 : 25000



岡区第 71 号
第1種区画漁業権

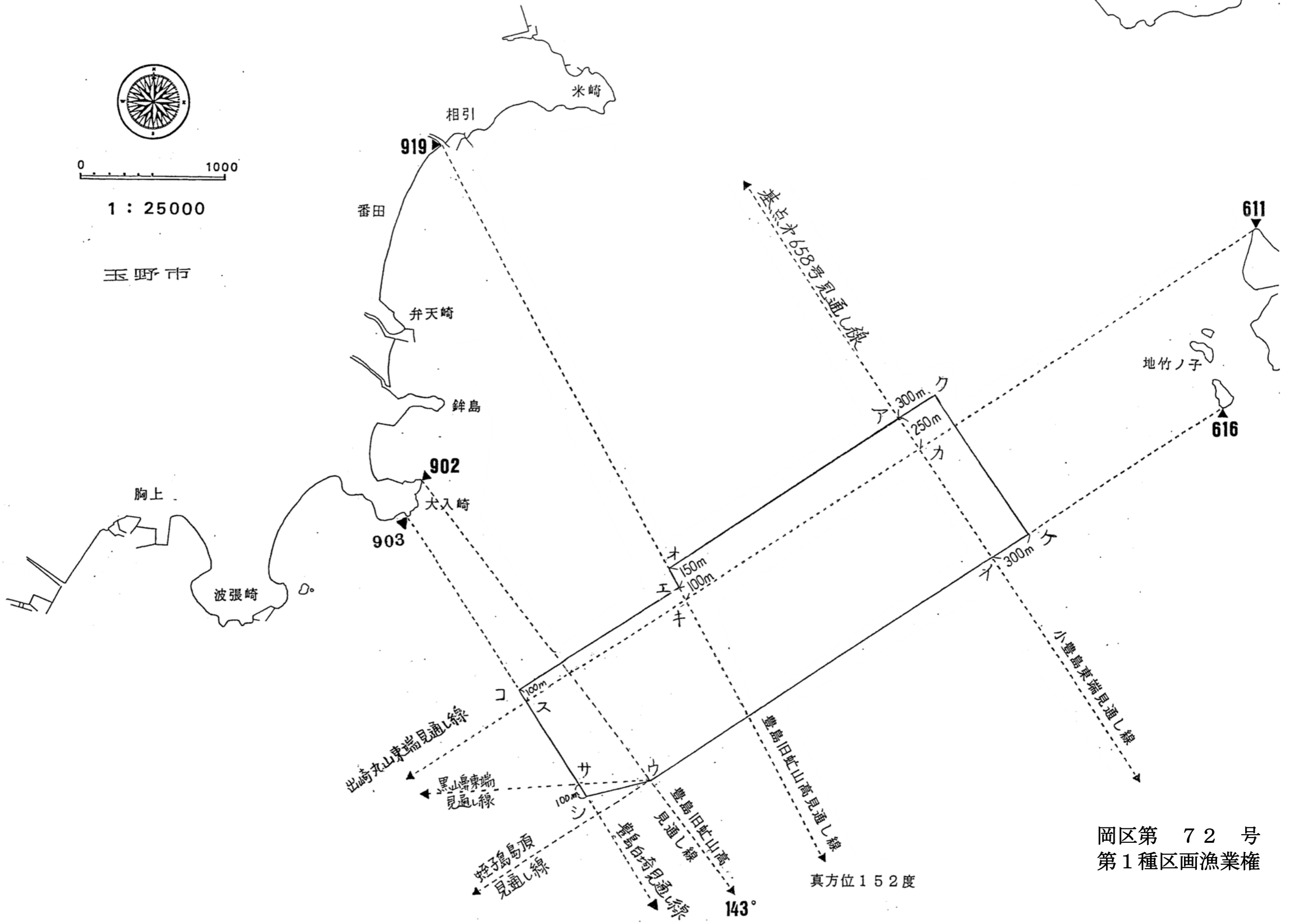
- 1 免許番号 岡区第72号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先（長州）
- 4 漁場の区域 点コ、点サ、点ウ、点セ、点シ、点オ、点カ及び点コの各点を順次結んだ7直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
基点第658号 岡山市東区九幡九幡港東防波突端南東端角に設置した標識
基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識
基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識
基点第919号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識
点ア 点カから基点第658号見通し線上点カから250メートルの点
点イ 基点第658号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線と、基点第616号から玉野市小蛭島（蛭子島）島頂見通し線との交差点
点ウ 基点第902号から真方位143度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第616号から玉野市小蛭島（蛭子島）島頂見通し線との交差点
点エ 点キから基点第919号見通し線上点キから100メートルの点
点オ 点キから基点第919号見通し線上点キから250メートルの点
点カ 基点第658号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線と、基点第611号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差点
点キ 基点第919号から真方位152度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第611号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差点
点ク 点オから点ア見通し延長線上点アから300メートルの点
点ケ 点イから基点第616号見通し線上点イから300メートルの点
点コ 点スから基点第903号見通し線上点スから100メートルの点
点サ 点ウから玉野市沼黒山鼻東端見通し線と、基点第903号から香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線との交差点
点シ 点サから香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線上点サから100メートルの点
点ス 基点第611号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線と、基点第903号から香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 玉野市胸上、山田、沼、番田、岡山市南区小串、阿津、岡山市東区久々井、宝伝、犬島、正儀



0 1000

1 : 25000

玉野市

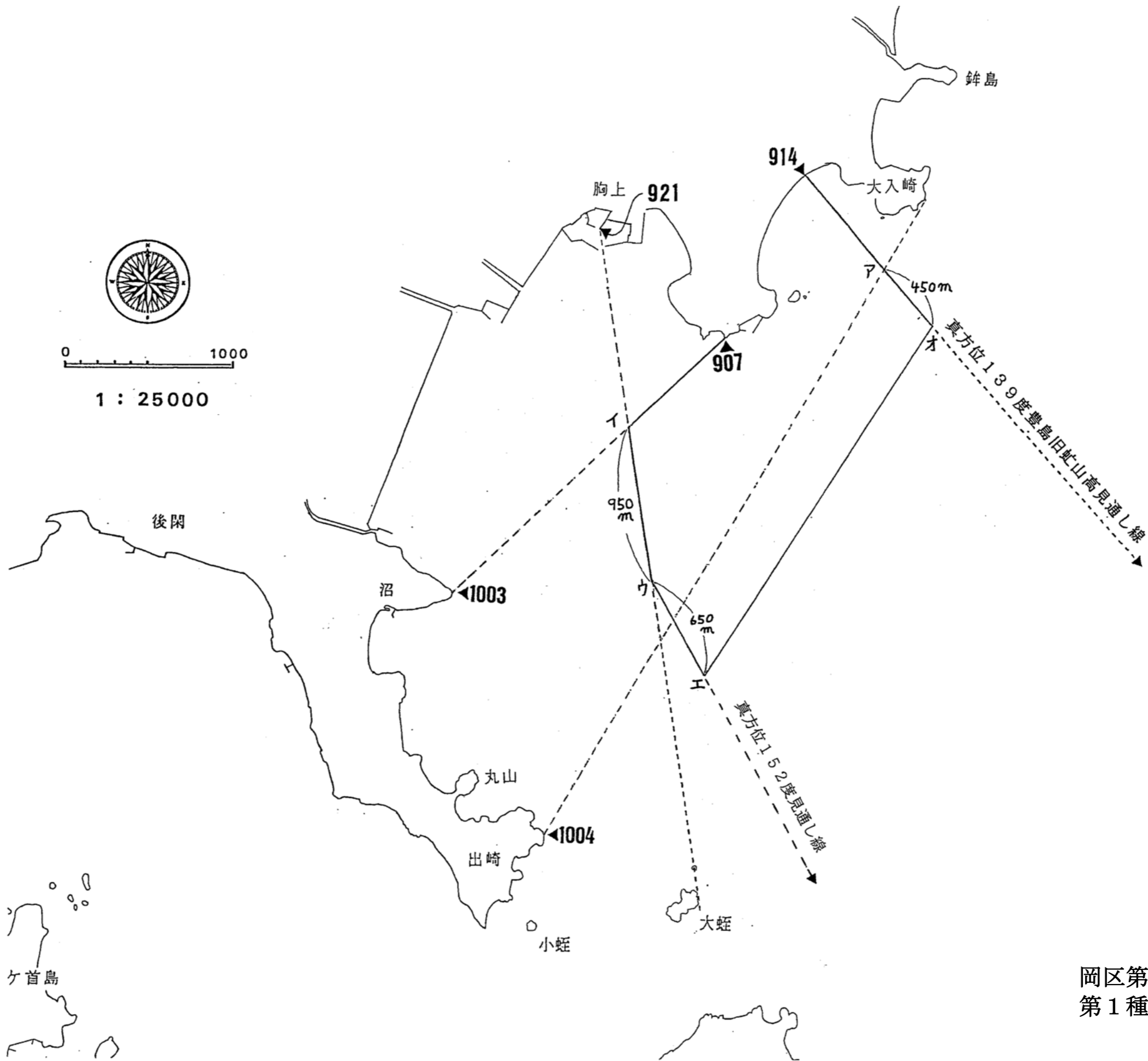


岡区第 72 号
第 1 種区画漁業権

真方位 152 度

143°

- 1 免許番号 岡区第73号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 玉野市胸上地先
- 4 漁場の区域 基点第907号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第914号を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識
基点第914号 玉野市番田・胸上界吉浦海岸堤防上に設置した標識
基点第921号 玉野市胸上山田港東防波堤南端に設置した標識
基点第1003号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識
基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識
点ア 基点第914号から真方位139度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第1004号から玉野市番田大入崎東南端見通し線との交差点
点イ 基点第921号から玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線と、基点第907号から基点第1003号見通し線との交差点
点ウ 点イから玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線上点イから950メートルの点
点エ 点ウから真方位152度見通し線上点ウから650メートルの点
点オ 点アから真方位139度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）上点アから450メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 玉野市胸上、山田、沼



岡区第 73 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第74号

7 関係地区 玉野市胸上、山田、沼

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 玉野市沼出崎地先

4 漁場の区域 基点第1003号、点イ、点ウ及び基点第1004号の各
点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
た区域

点の位置

基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第926号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社才崎埋立地南端角
に設置した標識

基点第1003号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識

基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

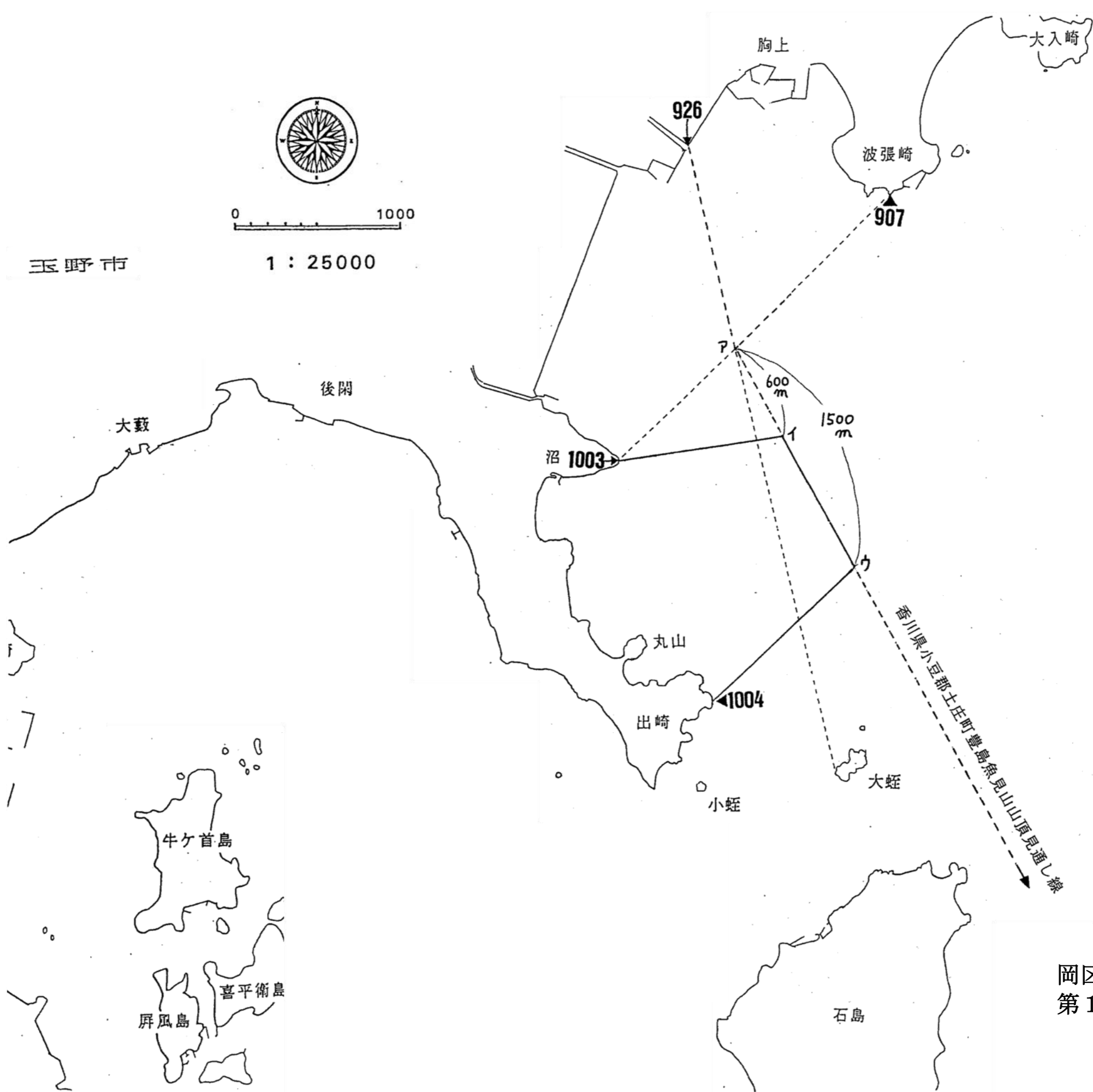
点ア 基点第907号から基点第1003号見通し線
と、基点第926号から玉野市大蛭島（筏島）西端見
通し線との交差点

点イ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通
し線上点アから600メートルの点

点ウ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通
し線上点アから1,500メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 74 号
第1種区画漁業権

1 免許番号 岡区第75号

7 関係地区 倉敷市（旧児島市）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり、わかめ養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島西地先

4 漁場の区域 基点第1259号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1241号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1215号 倉敷市下津井1丁目祇園神社

基点第1241号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識

基点第1242号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識

基点第1259号 倉敷市六口島北端に設置した標識

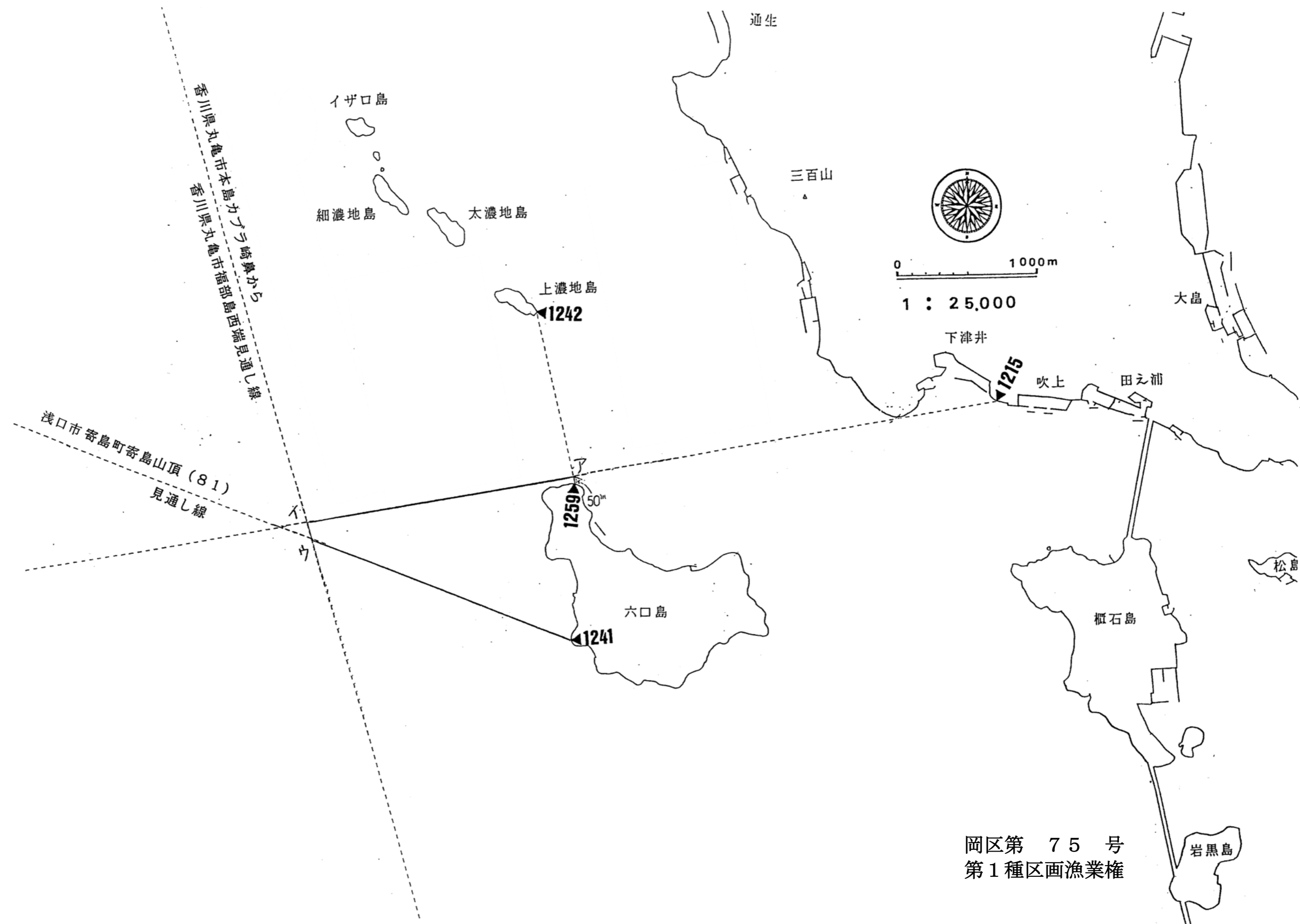
点ア 基点第1259号から基点第1242号見通し線上基点第1259号から50メートルの点

点イ 基点第1215号から点ア見通し延長線と、香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島（烏小島）西端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第1241号から浅口市寄島町寄島山頂（81）見通し線と、香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島（烏小島）西端見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

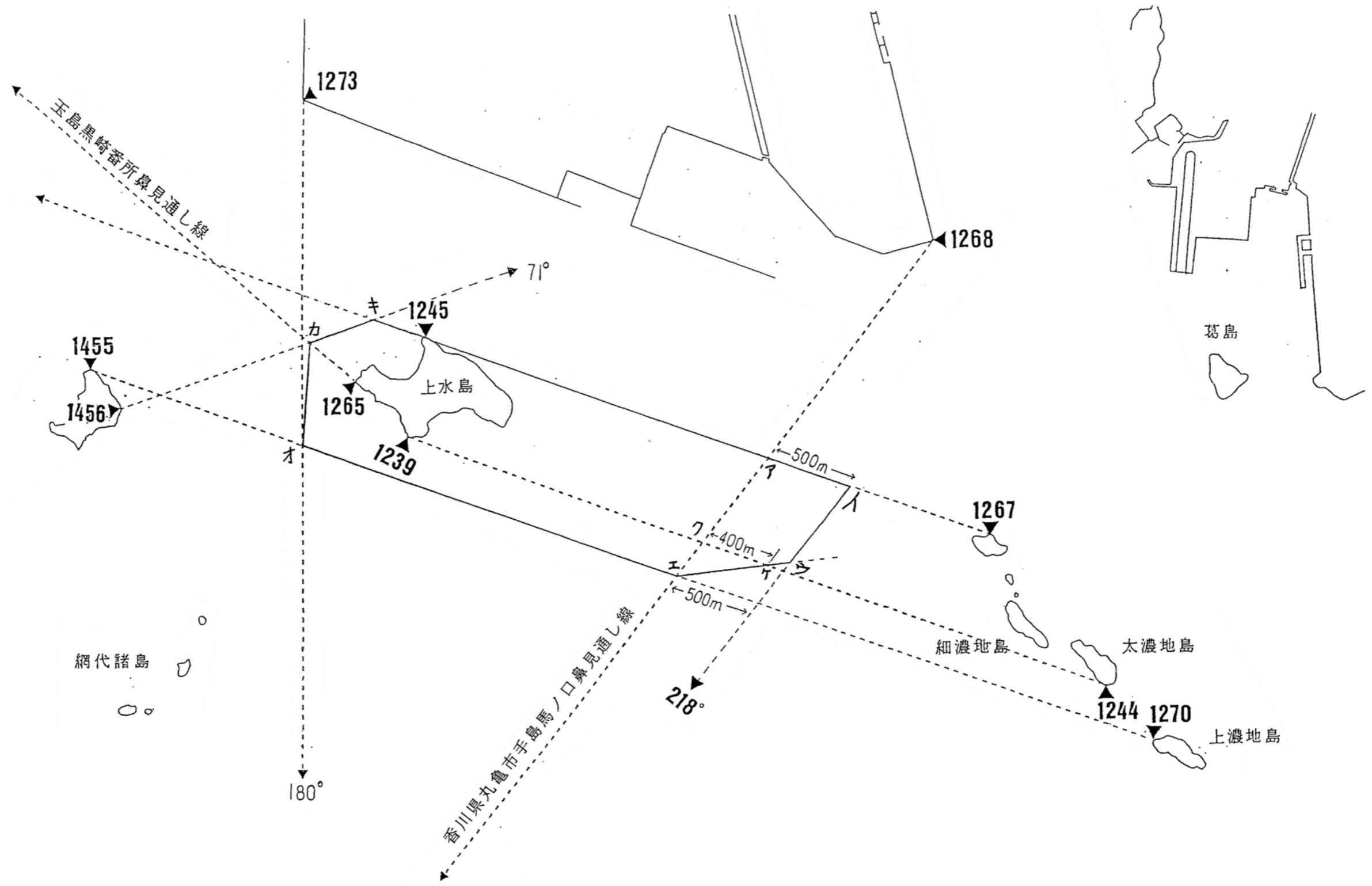


岡区第 75 号
第 1 種区画漁業権

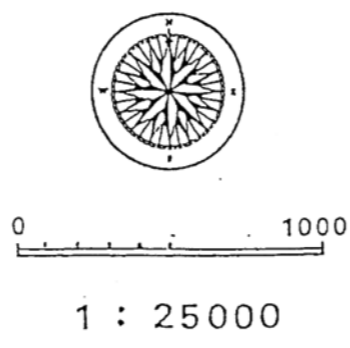
- 1 免許番号 岡区第76号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市上水島地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点イの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識
 - 基点第1244号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識
 - 基点第1245号 倉敷市上水島北端に設置した標識
 - 基点第1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識
 - 基点第1267号 倉敷市イザロ濃地島北端に設置した標識
 - 基点第1268号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール株式会社
東南端に設置した標識
 - 基点第1270号 倉敷市上濃地島北西端に設置した標識
 - 基点第1273号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール株式会社
西南端角に設置した標識
 - 基点第1455号 倉敷市下水島北端に設置した標識
 - 基点第1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識
- 点ア 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻
見通し線と、基点第1245号と基点第1267号
を結んだ直線との交差点
- 点イ 点アから基点第1267号見通し線上点アから5
00メートルの点
- 点ウ 点エから点ケ見通し延長線と、点イから真方位2
18度見通し線との交差点
- 点エ 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻
見通し線と、基点第1270号と基点第1455号

- を結んだ直線との交差点
- 点オ 基点第1273号から真方位180度見通し線
と、基点第1270号と基点第1455号を結んだ
直線との交差点
- 点カ 基点第1456号から真方位71度見通し線と、
基点第1265号から倉敷市玉島黒崎番所鼻見通し
線との交差点
- 点キ 基点第1456号から真方位71度見通し線と、
基点第1267号から基点第1245号見通し延長
線との交差点
- 点ク 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻
見通し線と、基点第1239号と基点第1244号
を結んだ直線との交差点
- 点ケ 点クから基点第1244号見通し線上点クから4
00メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市（旧児島市）



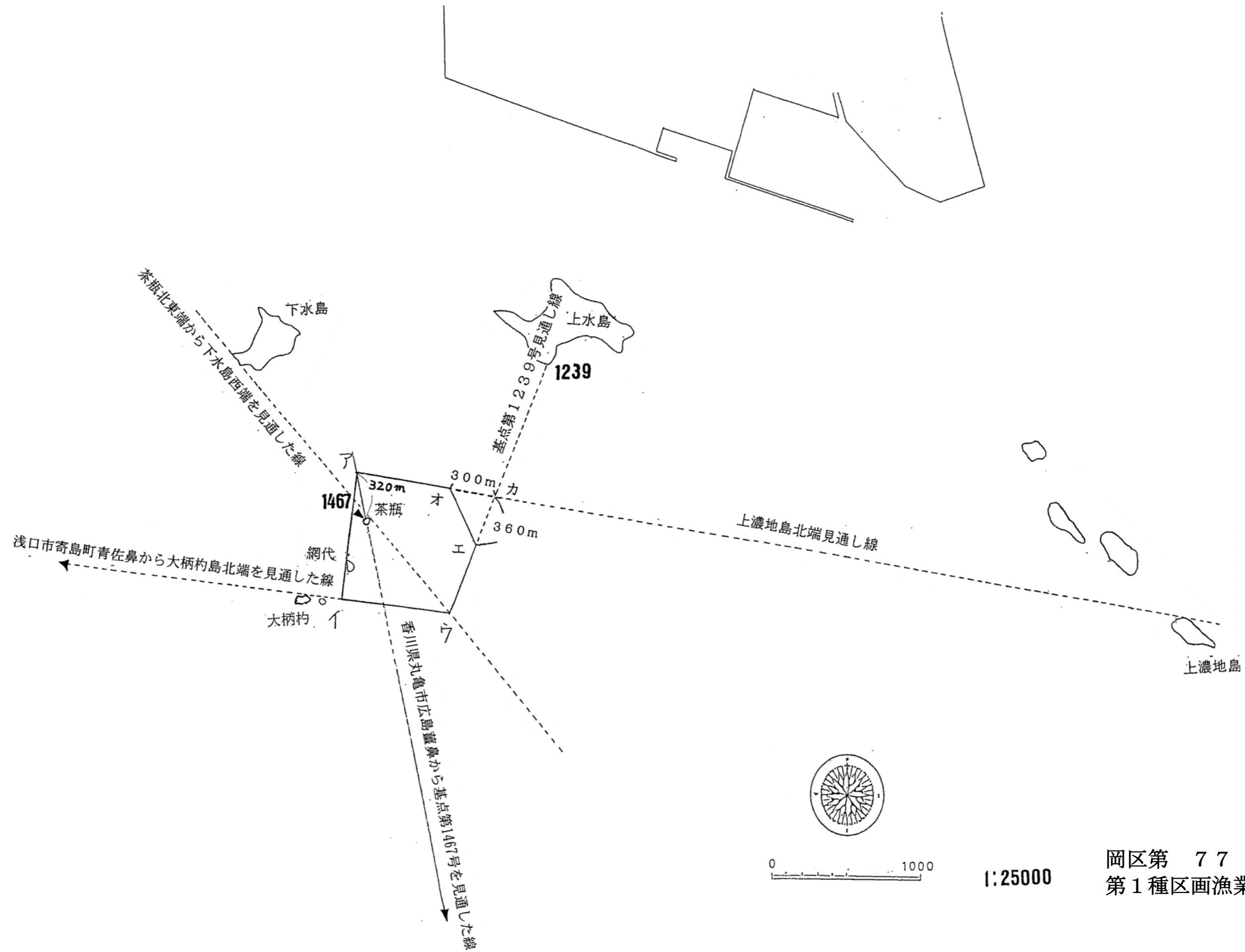
網代諸島



岡区第 76 号
第 1 種区画漁業権



- 1 免許番号 岡区第77号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市網代、茶瓶地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識
基点第1467号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識
点ア 香川県丸亀市広島葦鼻から基点第1467号見通し延長線上基点第1467号から320メートルの点
点イ 点アから倉敷市網代北西端見通し延長線と、浅口市寄島町青佐鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線との交差点
点ウ 浅口市寄島町青佐鼻から倉敷市大柄杓島北端見通し延長線と、倉敷市茶瓶北東端から倉敷市下水島西端見通し延長線との交差点
点エ 点カから点ウ見通し線上点カから360メートルの点
点オ 点カから点ア見通し線上点カから300メートルの点
点カ 基点第1239号から点ウ見通し線と点アから倉敷市上濃地島北端見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡区第 77 号
第 1 種区画漁業権

1:25000

1 免許番号 岡区第78号

0メートルの点
点ウ 基点第1290号から真方位180度見通し線上
基点第1290号から190メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島味野、下の町、田の口、唐琴地先

5 制限又は条件
(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。
(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

(1) 基点第1201号及び基点第1257号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

(2) 基点第1201号及び基点第1203号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第1203号 倉敷市児島唐琴4丁目鶴石鼻防波堤突端に設置した標識

(3) 基点第1289号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1290号を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1289号 倉敷市児島唐琴4丁目154-49地先に設置した標識

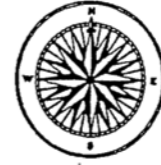
基点第1290号 倉敷市児島田の口5丁目4470-4地先に設置した標識

点ア 基点第1289号から真方位250度見通し線上
基点第1289号から213メートルの点

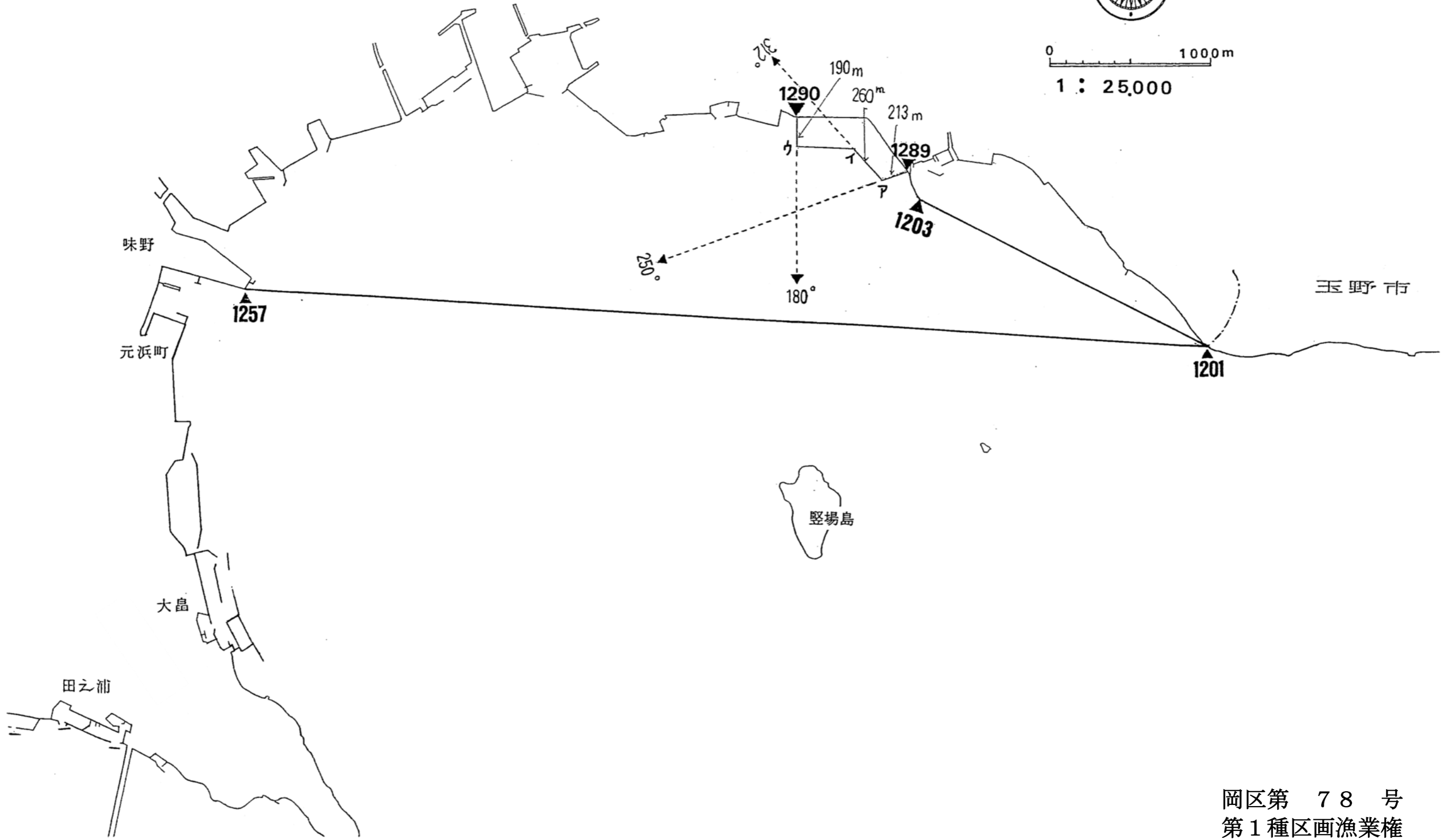
点イ 点アから真方位312度見通し線上点アから26

7 関係地区 倉敷市(旧児島市)

倉敷市



0 1000m
1 : 25,000



岡区第 78 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第79号

7 関係地区 倉敷市（旧児島市）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ養殖業
10月1日から翌年5月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島、大島地先

4 漁場の区域 基点第1284号、点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

基点第1279号 倉敷市堅場島西端に設置した標識

基点第1284号 倉敷市児島元浜町北東角防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第1284号から基点第1279号見通し線と、基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との交差点

点イ 基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線と、基点第1279号から点ウ見通し線との交差点

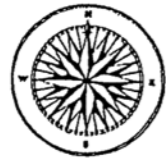
点ウ 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端（基部）

点エ 倉敷市児島元浜町88番地22地先児島ボートレース場北の側壁の東端に設置した標識

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

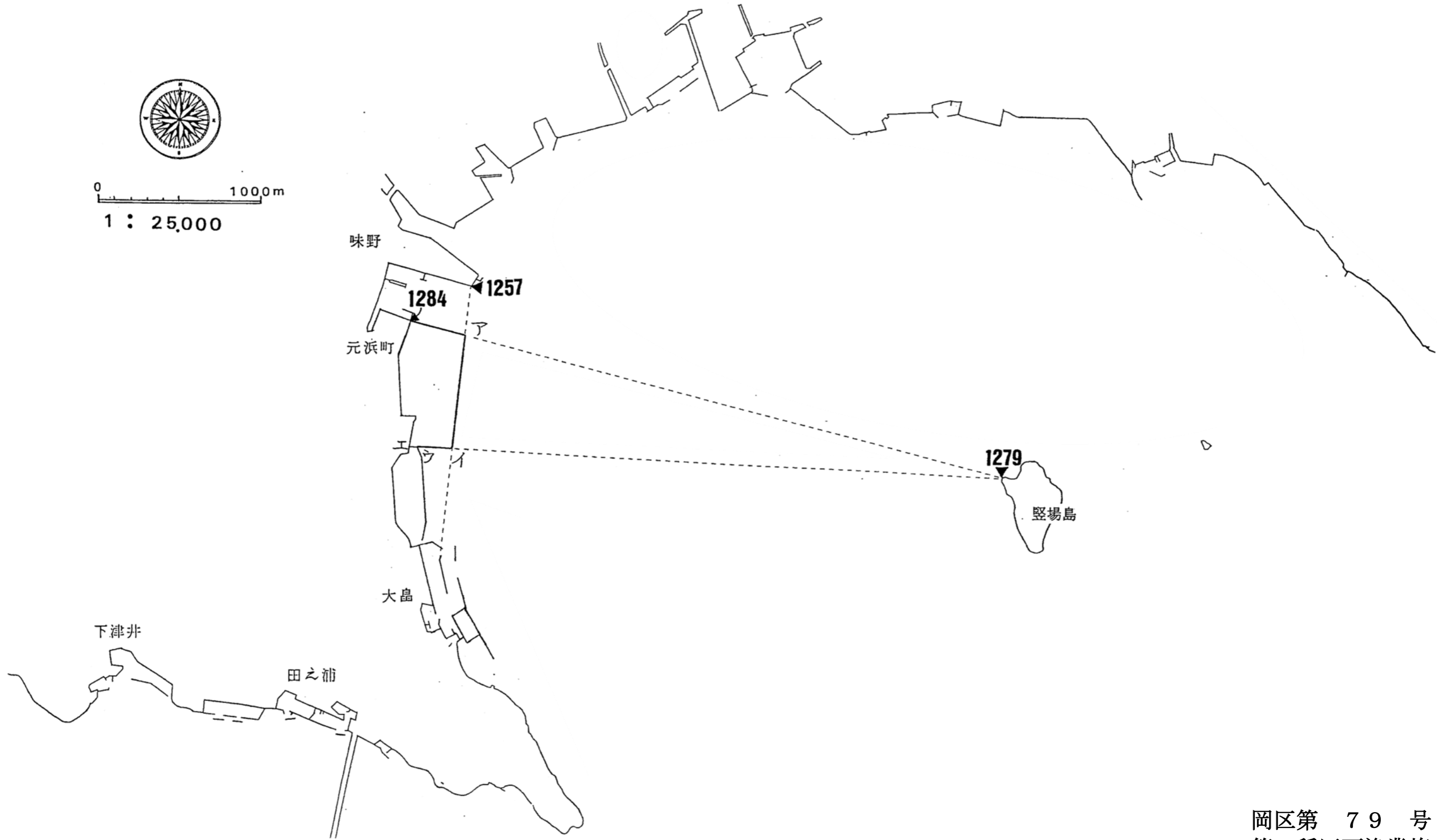
6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

倉敷市



0 1000m

1 : 25,000



岡区第 79 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第80号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市児島唐琴地先

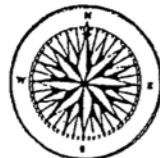
- 4 漁場の区域 基点第1201号及び基点第1203号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。
点の位置
基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
基点第1203号 倉敷市児島唐琴4丁目鵜石鼻防波堤突端に設置した標識

- 5 制限又は条件
(1) 各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。
(2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

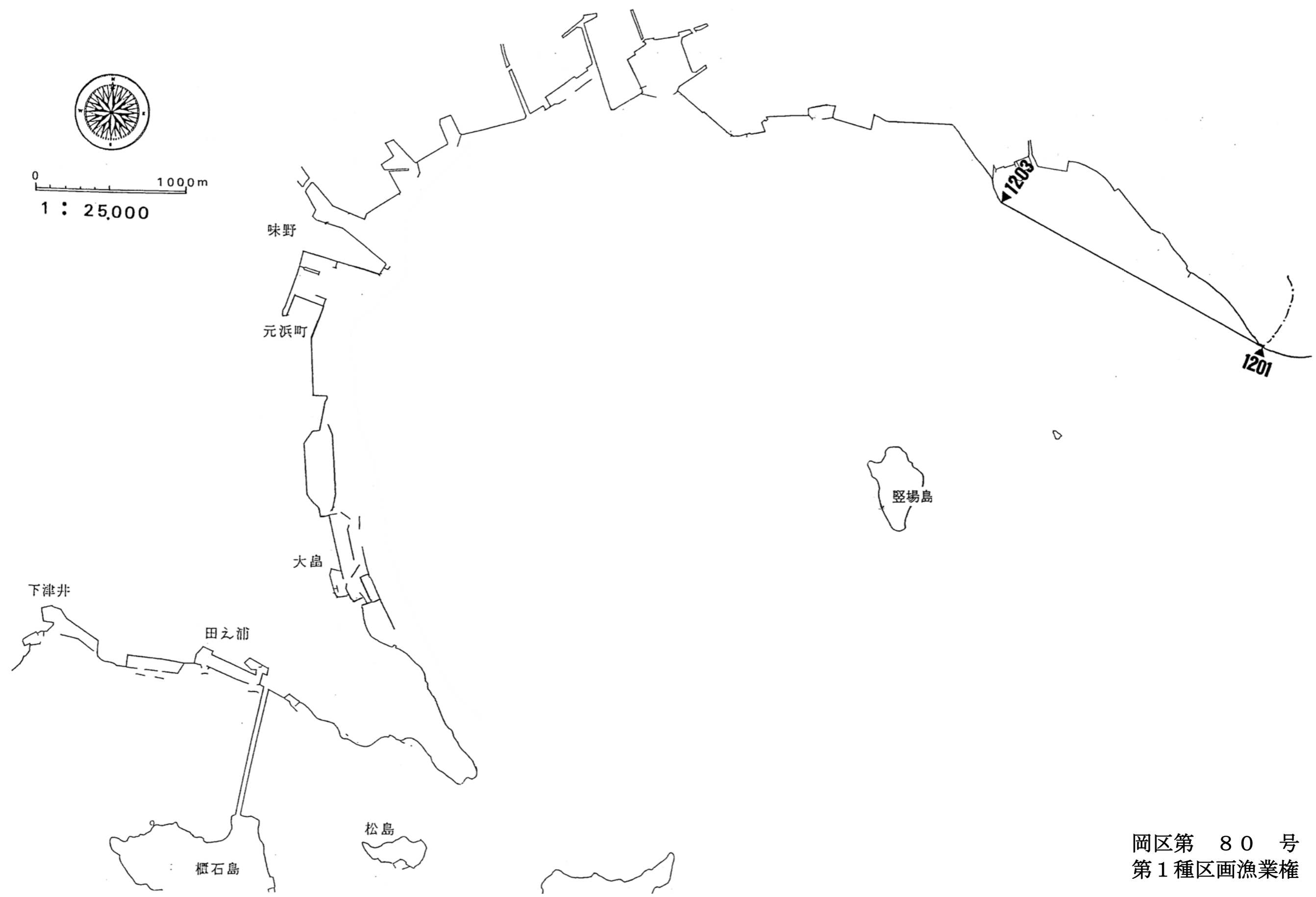
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 倉敷市(旧児島市)

倉敷市



0 1000m
1 : 25,000



岡区第 80 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第81号

団体漁業権

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ養殖業
10月1日から翌年5月31日まで

7 関係地区 倉敷市（旧児島市）

3 漁場の位置 倉敷市大島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ及び基点第1283号の各点を順次結んだ3直線と倉敷市児島元浜町児島ボートレース場一文字波止堤防とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1205号 倉敷市児島田の口6丁目雁山岬突端に設置した標識

基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

基点第1279号 倉敷市堅場島西端に設置した標識

基点第1283号 倉敷市児島元浜町児島ボートレース場一文字波止堤防南端に設置した標識

点ア 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端（基部）

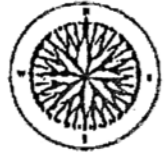
点イ 点アから基点第1279号見通し線と、基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との交差点

点ウ 基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線と、基点第1205号から基点第1283号見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

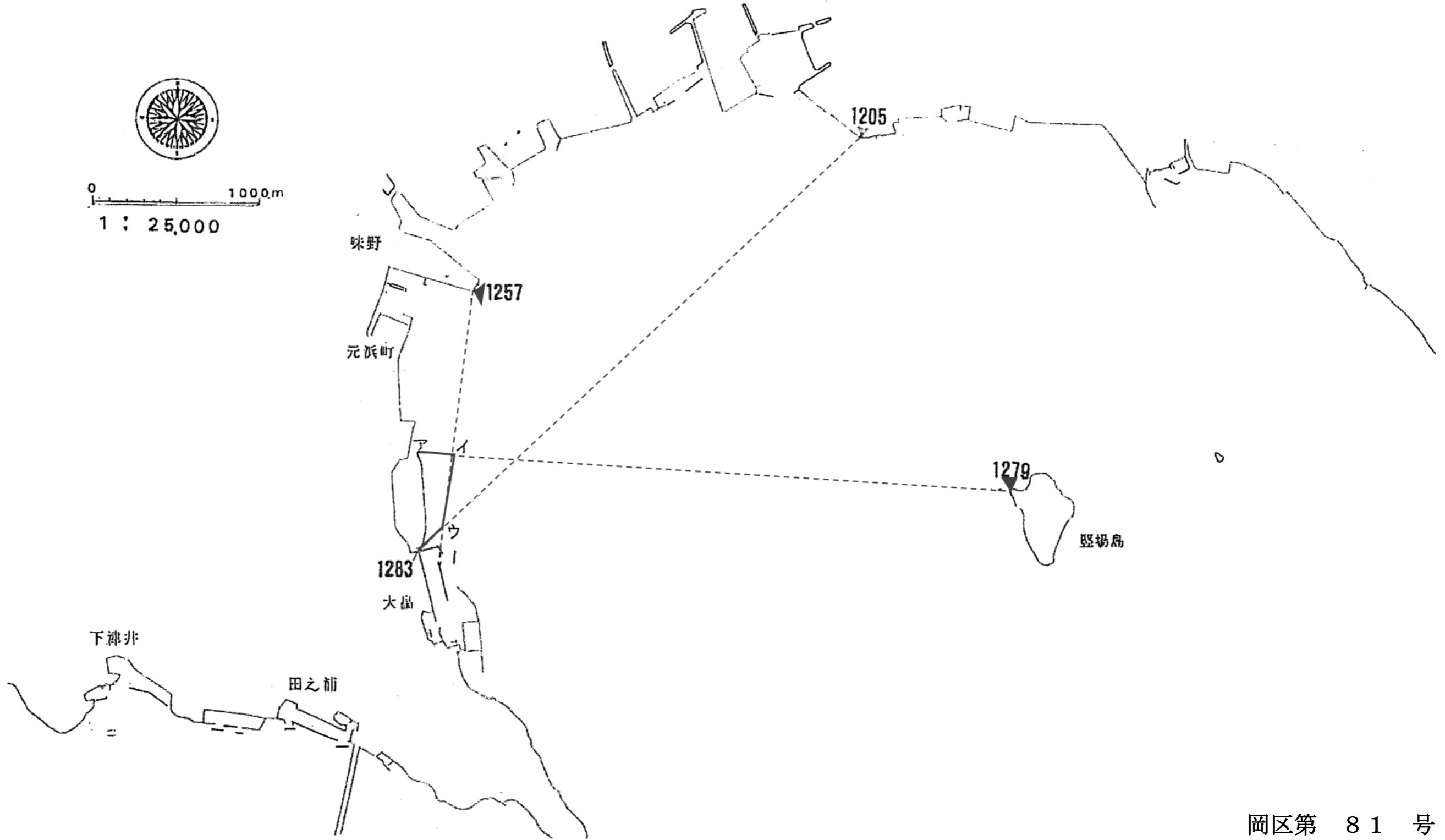
6 個別漁業権又は団体漁業権の別

倉敷市



0 1000m

1 : 25,000



岡区第 81 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第82号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、ひじき、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

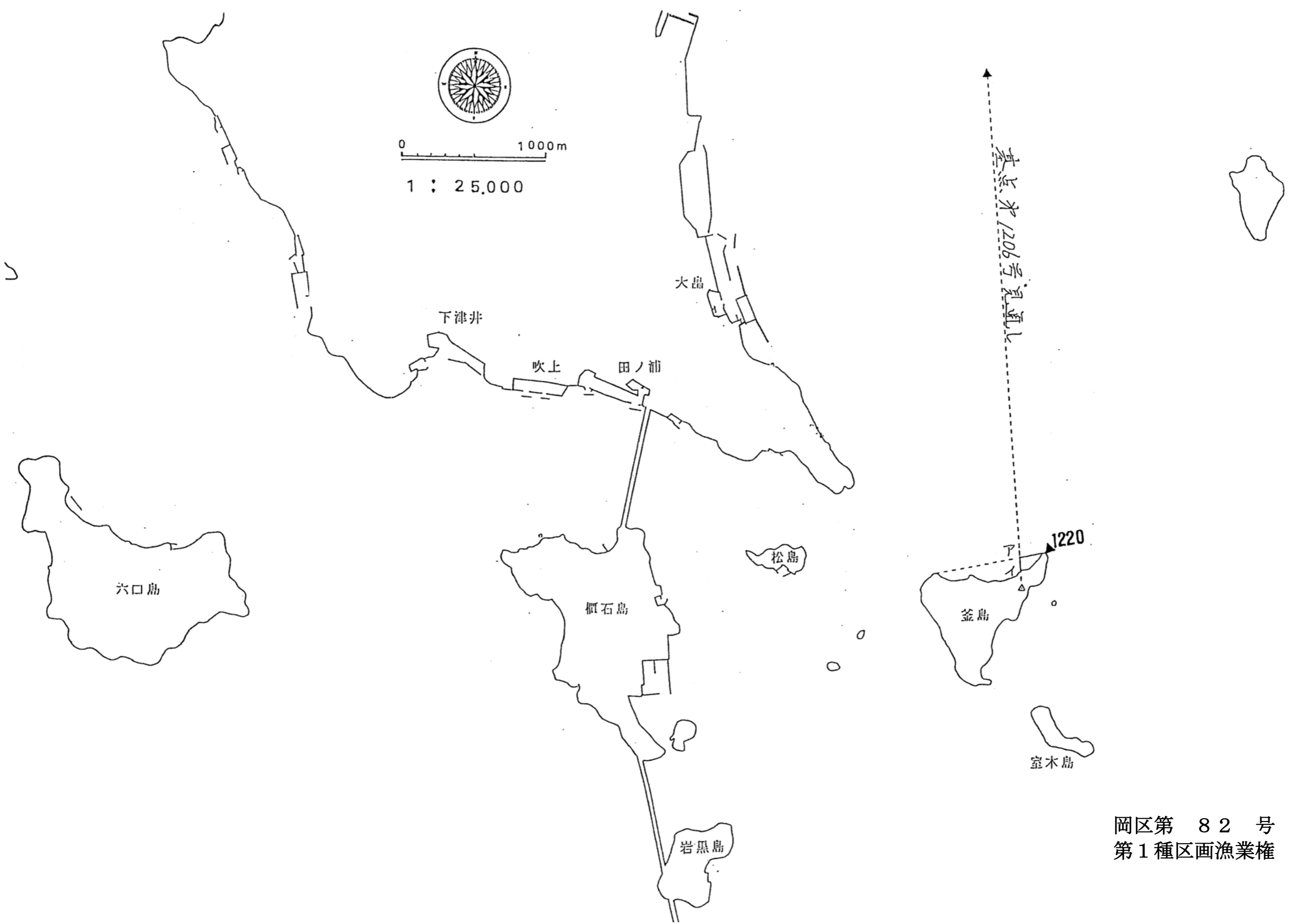
- 3 漁場の位置 倉敷市釜島地先

- 4 漁場の区域 基点第1220号、点ア及び点イの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1206号 倉敷市児島下の町9-18-34福山通運株式会社児島営業所岸壁南西端角に設置した標識
基点第1220号 倉敷市釜島北東端に設置した標識
点ア 基点第1220号から倉敷市釜島北西端見通し線と、倉敷市釜島東高(22)から基点第1206号見通し線との交差点
点イ 倉敷市釜島東高(22)から基点第1206号見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 倉敷市(旧児島市)



岡区第 82 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第83号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、ひじき、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

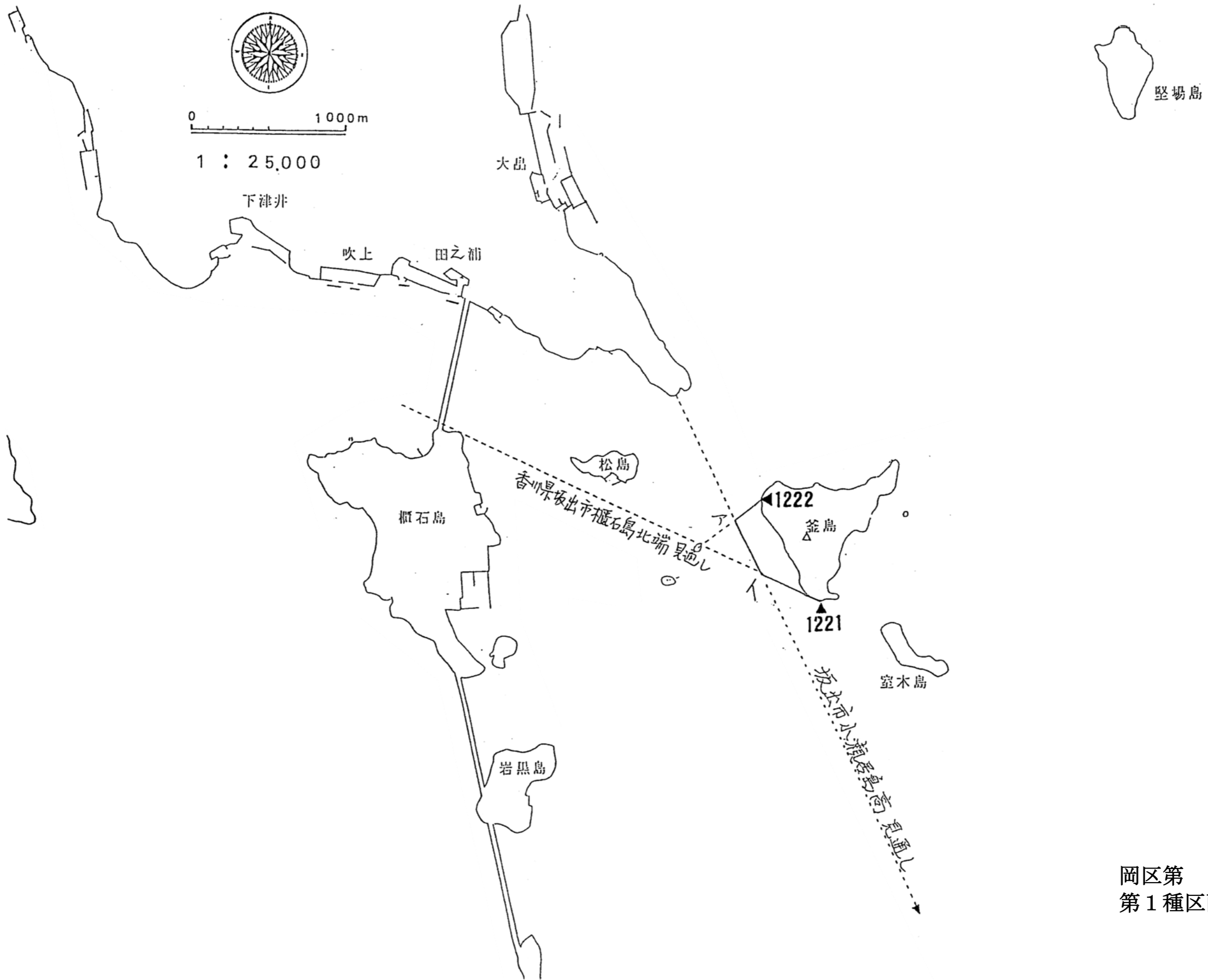
- 3 漁場の位置 倉敷市釜島西地先

- 4 漁場の区域 基点第1222号、点ア、点イ及び基点第1221号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1221号 倉敷市釜島南端に設置した標識
基点第1222号 倉敷市釜島西端に設置した標識
点ア 基点第1222号から香川県坂出市櫃石島大裸島高見通し線と、倉敷市大畠久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点
点イ 基点第1221号から香川県坂出市櫃石島北端見通し線と、倉敷市大畠久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡区第 83 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第84号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あかがい、あさり垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

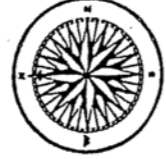
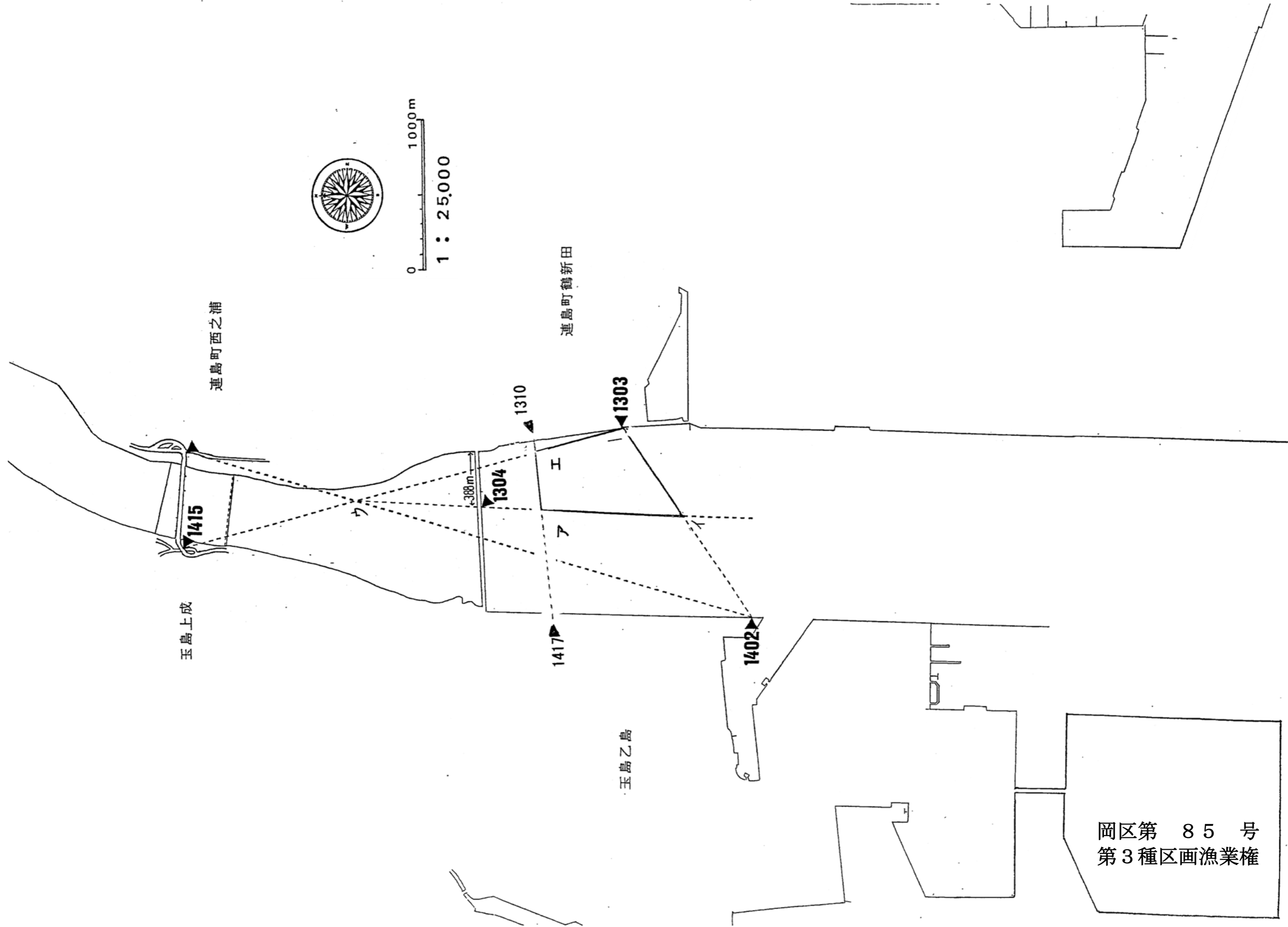
- 3 漁場の位置 倉敷市六口島地先

- 4 漁場の区域 基点第1223号、点ア、点イ及び基点第1259号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置した標識
基点第1223号 倉敷市六口島北東端に設置した標識
基点第1242号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識
基点第1259号 倉敷市六口島北端に設置した標識
点ア 基点第1223号から基点第1216号見通し線上基点第1223号から50メートルの点
点イ 基点第1259号から基点第1242号見通し線上基点第1259号から50メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 倉敷市（旧児島市）

- 1 免許番号 岡区第85号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 はまぐり、あさり養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市連島町鶴新田地先（高梁川下流）
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、基点第1303号、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地藏
基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から388メートルの点
基点第1310号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部
基点第1402号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省が設置した標識
基点第1415号 倉敷市玉島上新霞橋西詰に設置した標識
基点第1417号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑
点ア 点ウから基点第1304号見通し延長線と、基点第1310号から基点第1417号見通し線との交差点
点イ 基点第1304号から点ア見通し延長線と、基点第1303号から基点第1402号見通し線との交差点
点ウ 基点第1402号から倉敷市玉島上新霞橋東詰見通し線と、基点第1303号から基点第1415号見通し線との交差点
点エ 基点第1310号から基点第1417号見通し線上基点1310号から80メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権
- 6 関係地区 倉敷市連島



0 1000m

1 : 25,000

玉島上成

連島町西之浦

連島町鶴新田

玉島乙島

1415

388m

1304

1310

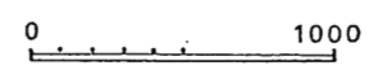
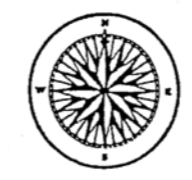
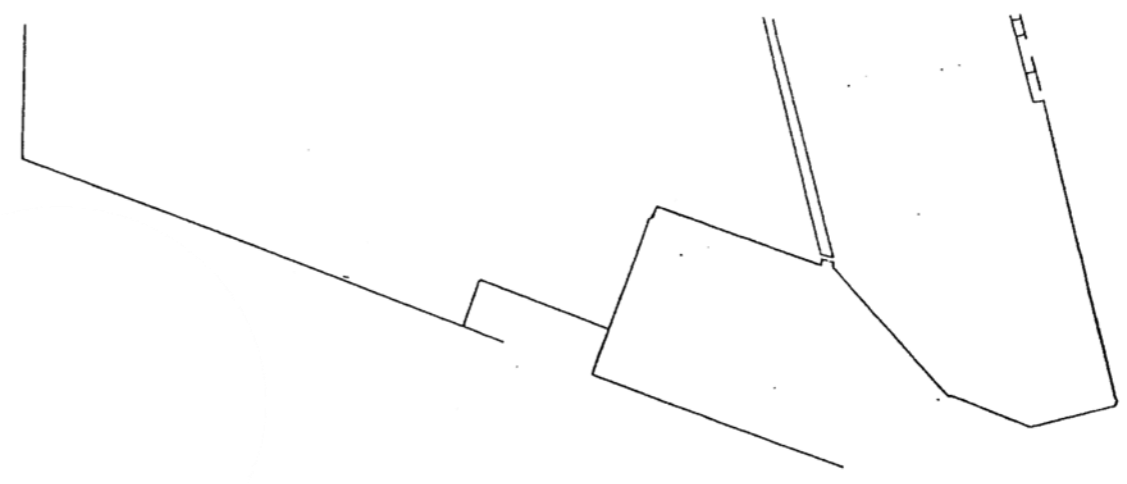
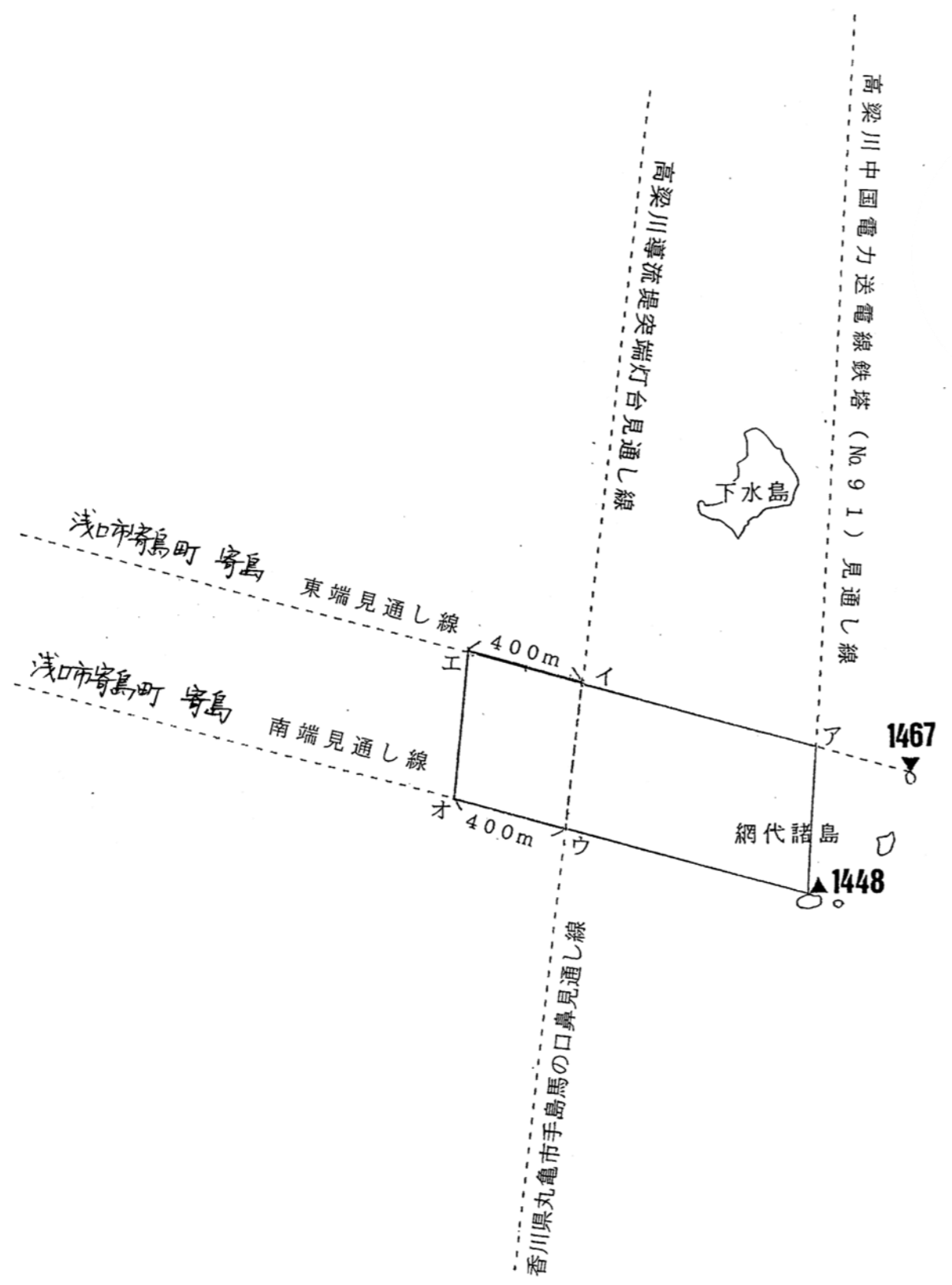
1303

1417

1402

岡区第 85 号
第 3 種区画漁業権

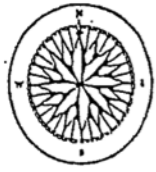
- 1 免許番号 岡区第86号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市大柄杓島地先
- 4 漁場の区域 点ア、基点第1448号、点オ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1448号 倉敷市大柄杓島北端に設置した標識
基点第1467号 倉敷市茶瓶北端に設置した標識
点ア 基点第1448号から高梁川中国電力送電線鉄塔見通し線と、基点第1467号から浅口市寄島町寄島東端見通し線との交差点
点イ 基点第1467号から浅口市寄島町寄島東端見通し線と、高梁川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交差点
点ウ 基点第1448号から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、高梁川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交差点
点エ 点イから浅口市寄島町寄島東端見通し線上点イから400メートルの点
点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから400メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



1 : 25000

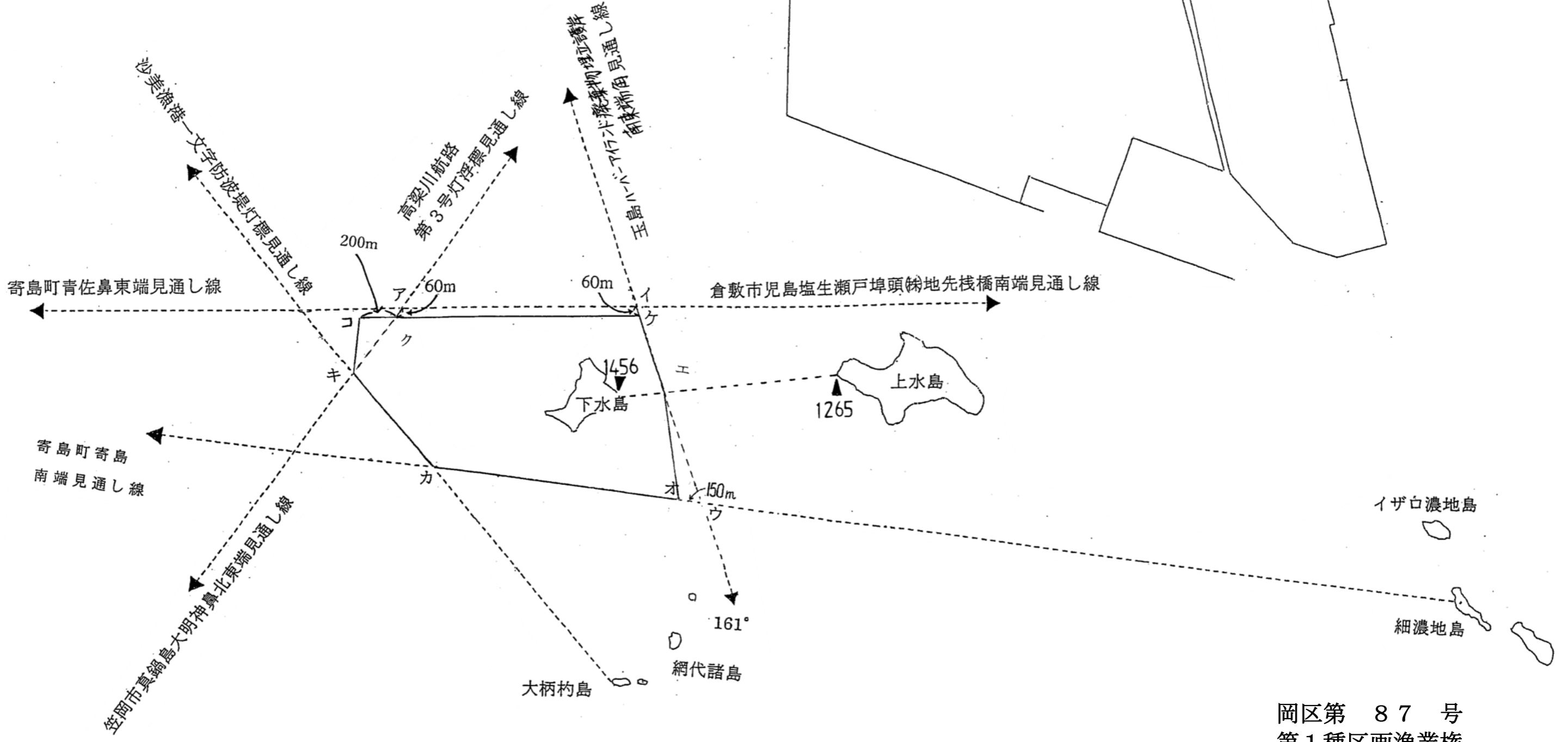
岡区第 86 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第87号
灯標見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路第3号灯
浮標見通し線との交差点
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
点ク 点アから点キ見通し線上点アから60メートルの点
点ケ 点イから点ウ見通し線上点イから60メートルの点
点コ 点ケから点ク見通し延長線上点クから200メートルの点
- 3 漁場の位置 倉敷市下水島地先
- 4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ、点コ、点ケ及び点エの各点を順
次結んだ6直線によって囲まれた区域
点の位置
基点1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識
基点1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識
点ア 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先棧橋南端から浅口市寄島
町青佐鼻東端見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路
第3号灯浮標見通し線との交差点
点イ 倉敷市児島塩生瀬戸埠頭株式会社地先棧橋南端から浅口市寄島
町青佐鼻東端見通し線と、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイラン
ド廃棄物埋立護岸南東端角から真方位161度見通し線との交差
点
点ウ 倉敷市細濃地島島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉
敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端角か
ら真方位161度見通し線との交差点
点エ 倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド廃棄物埋立護岸南東端
角から真方位161度見通し線と、基点1265号から基点14
56号の見通し線との交差点
点オ 点ウから浅口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから150メー
トルの点
点カ 倉敷市細濃地島島頂から浅口市寄島町寄島南端見通し線と、倉
敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端灯標
見通し線との交差点
点キ 倉敷市大柄杓島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



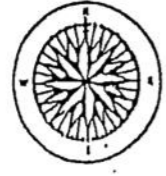
0 1000

1 : 25000



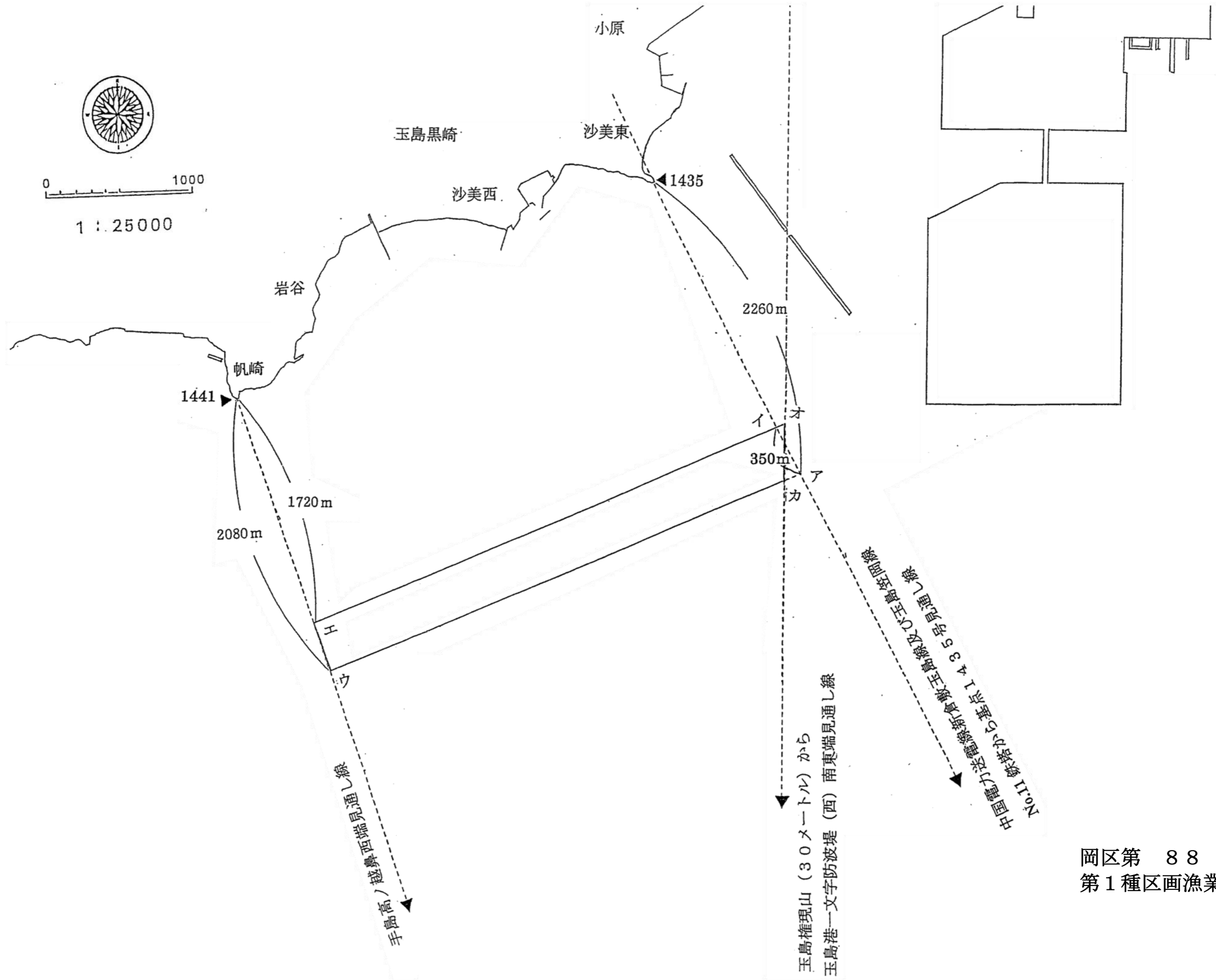
岡区第 87 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第88号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先
- 4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.1
1 鉄塔から基点第1435号見通し延長線上基点第1435号から2, 260メートルの点
点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから350メートルの点
点ウ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2, 080メートルの点
点エ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から1, 720メートルの点
点オ 点エから点イ見通し延長線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点
点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



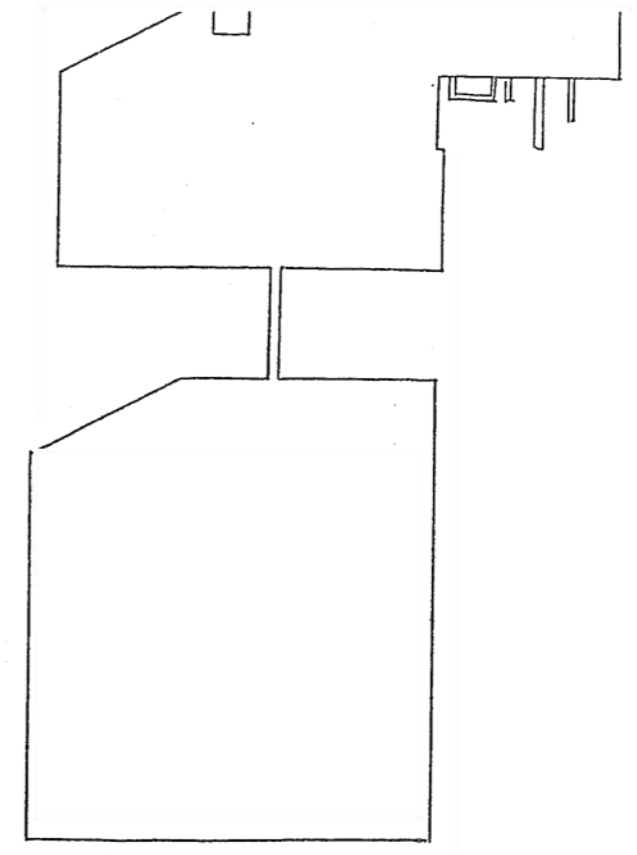
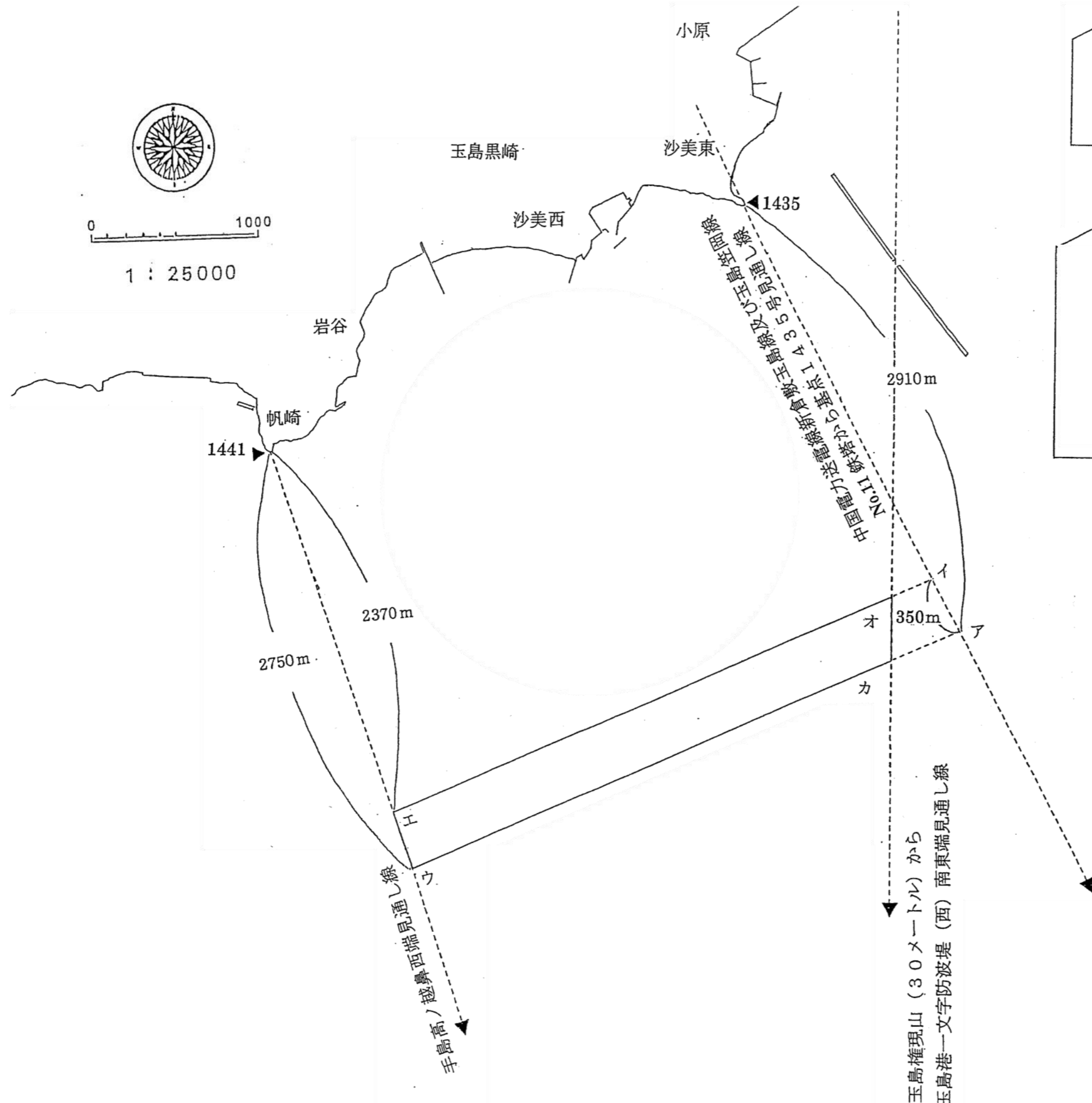
0 1000

1 : 25000



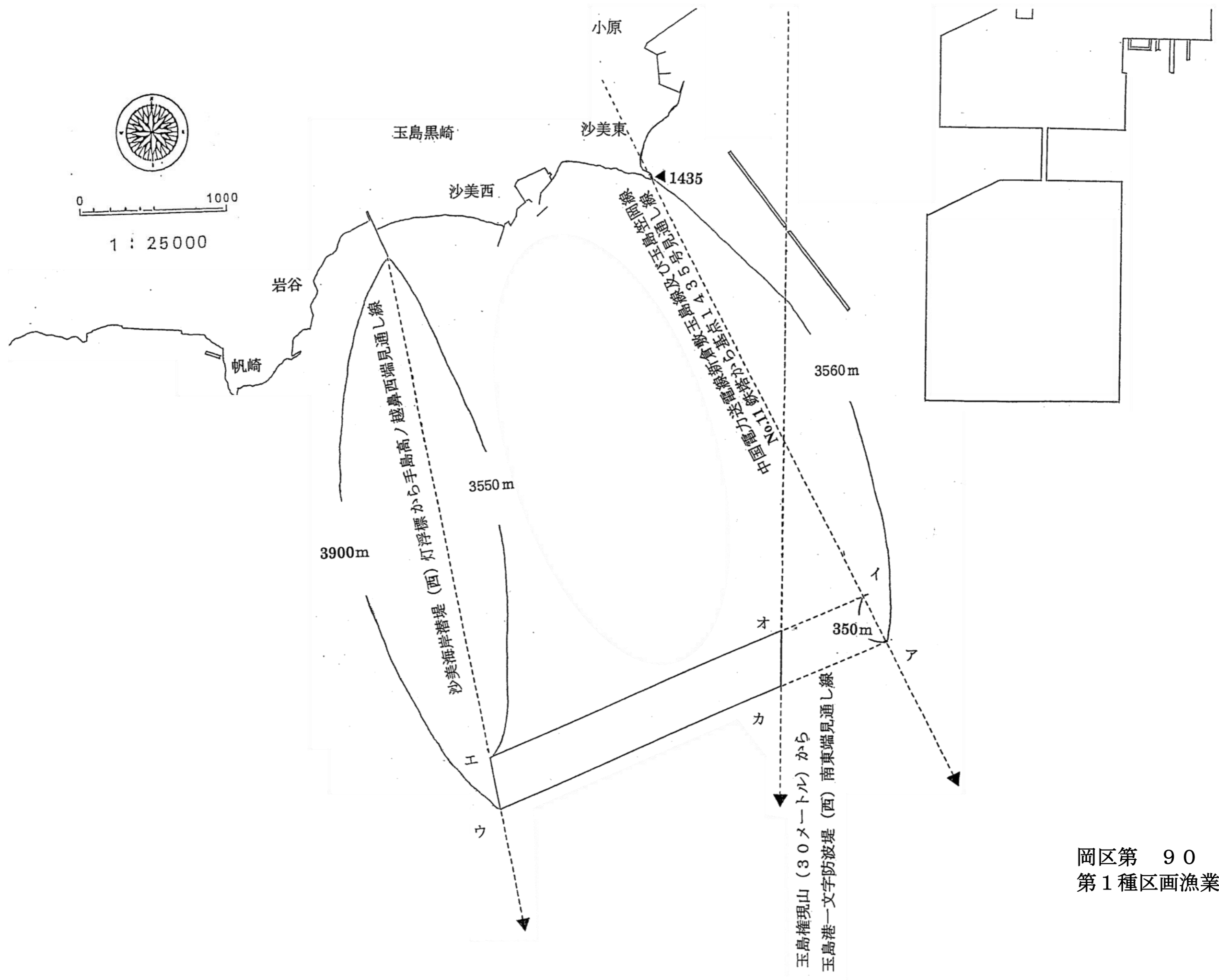
岡区第 88 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第89号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先
- 4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.1
1鉄塔から基点第1435号見通し延長線上基点第1435号から2,910メートルの点
点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから350メートルの点
点ウ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2,750メートルの点
点エ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2,370メートルの点
点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点
点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡区第 89 号
 第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第90号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先
- 4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島笠岡線No.1
1 鉄塔から基点第1435号見通し延長線上基点第
1435号から3,560メートルの点
点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから3
50メートルの点
点ウ 玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯浮標から手島高ノ
越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯
浮標から3,900メートルの点
点エ 玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯浮標から手島高ノ
越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美海岸潜堤(西)灯
浮標から3,550メートルの点
点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山
(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通
し延長線との交差点
点カ 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島権現山
(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通
し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡区第 90 号
第1種区画漁業権

1 免許番号 岡区第91号

し線上基点第1439号から301メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業
1月1日から12月31日まで

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎沙美西地先

6 関係地区 倉敷市玉島黒崎

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1438号、基点第1446号、点ア、点イ及び基点第1440号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識

基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識

基点第1446号 倉敷市玉島黒崎沙美漁港防波堤南西端

点ア 基点1435号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第1446号から香川県丸亀市手島東端見通し線との交差点

点イ 基点1435号から浅口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見通し線との交差点

(2) 点ウ、エ、オ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

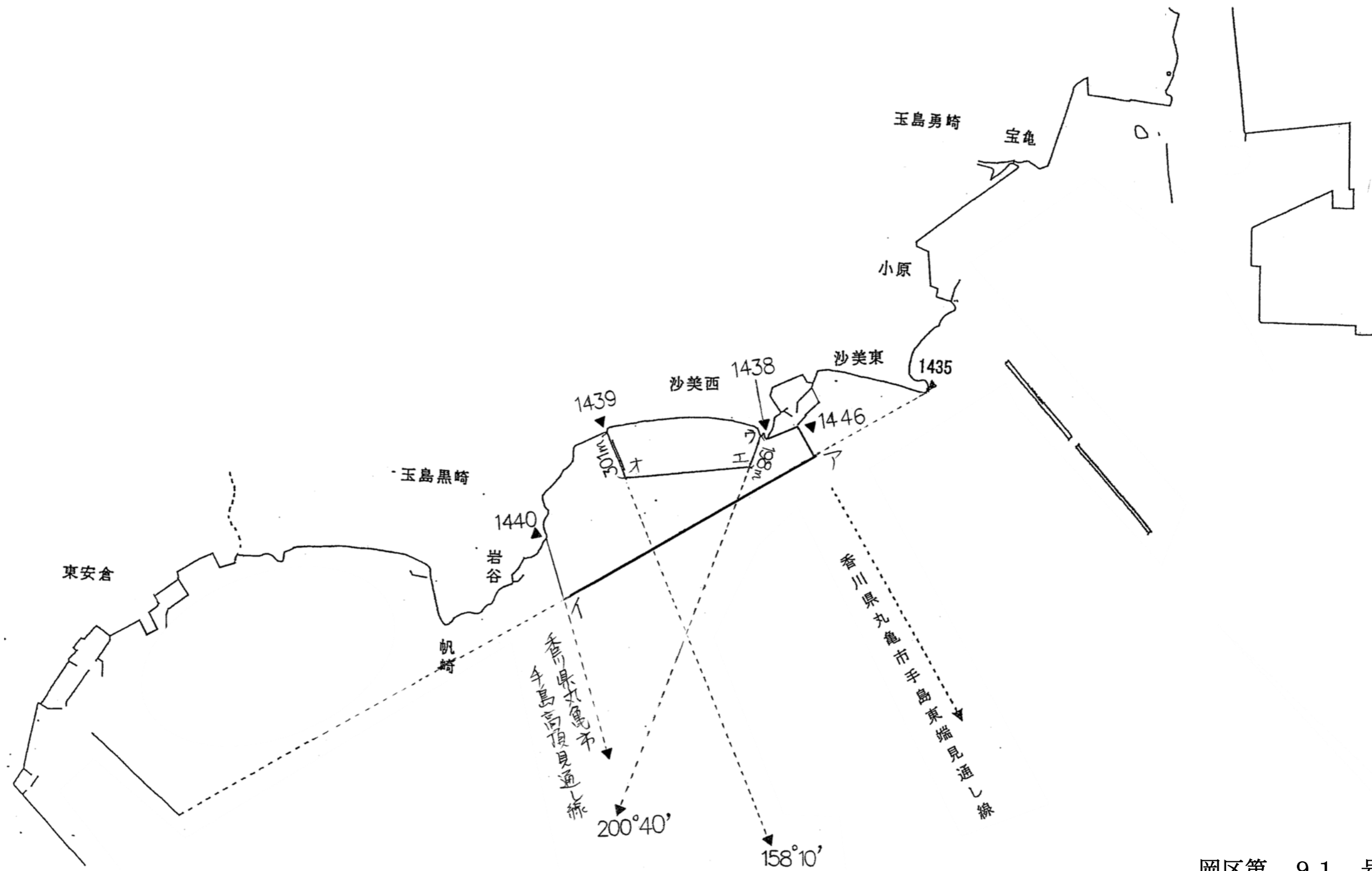
点の位置

基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点ウ 倉敷市玉島黒崎550番地先諏訪鼻西側突端

点エ 点ウから真方位200度40分見通し線上点ウから198メートルの点

点オ 基点第1439号から真方位158度10分見通



岡区第 91 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第92号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
4月1日から10月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1442号 倉敷市玉島黒崎傍示ノ鼻南端に設置した標識

基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識

点ア 基点第1501号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差点

点イ 点アから倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上点アから200メートルの点

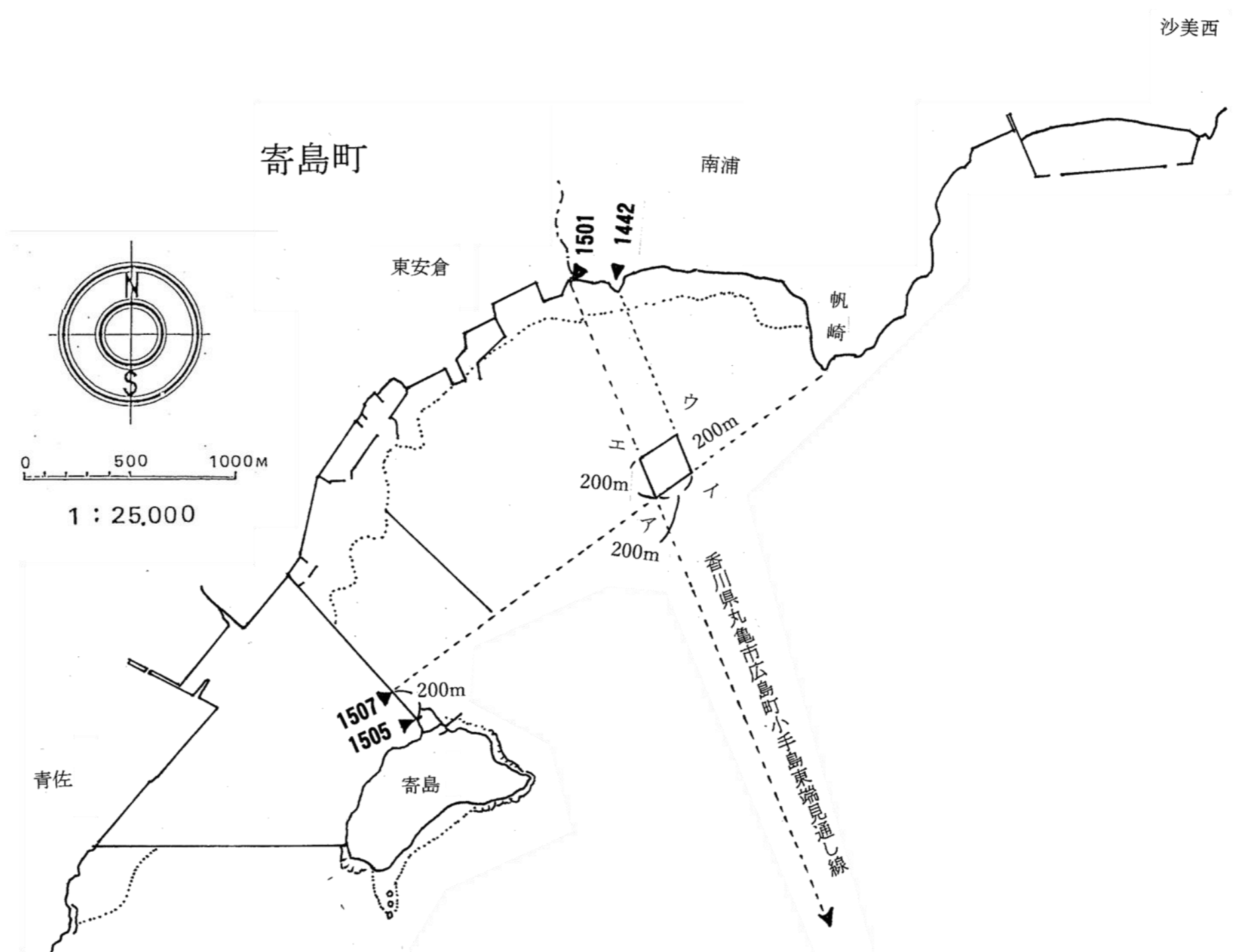
点ウ 点イから基点1442号見通し線上点イから200mの点

点エ 点アから基点第1501号見通し線上点アから200メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

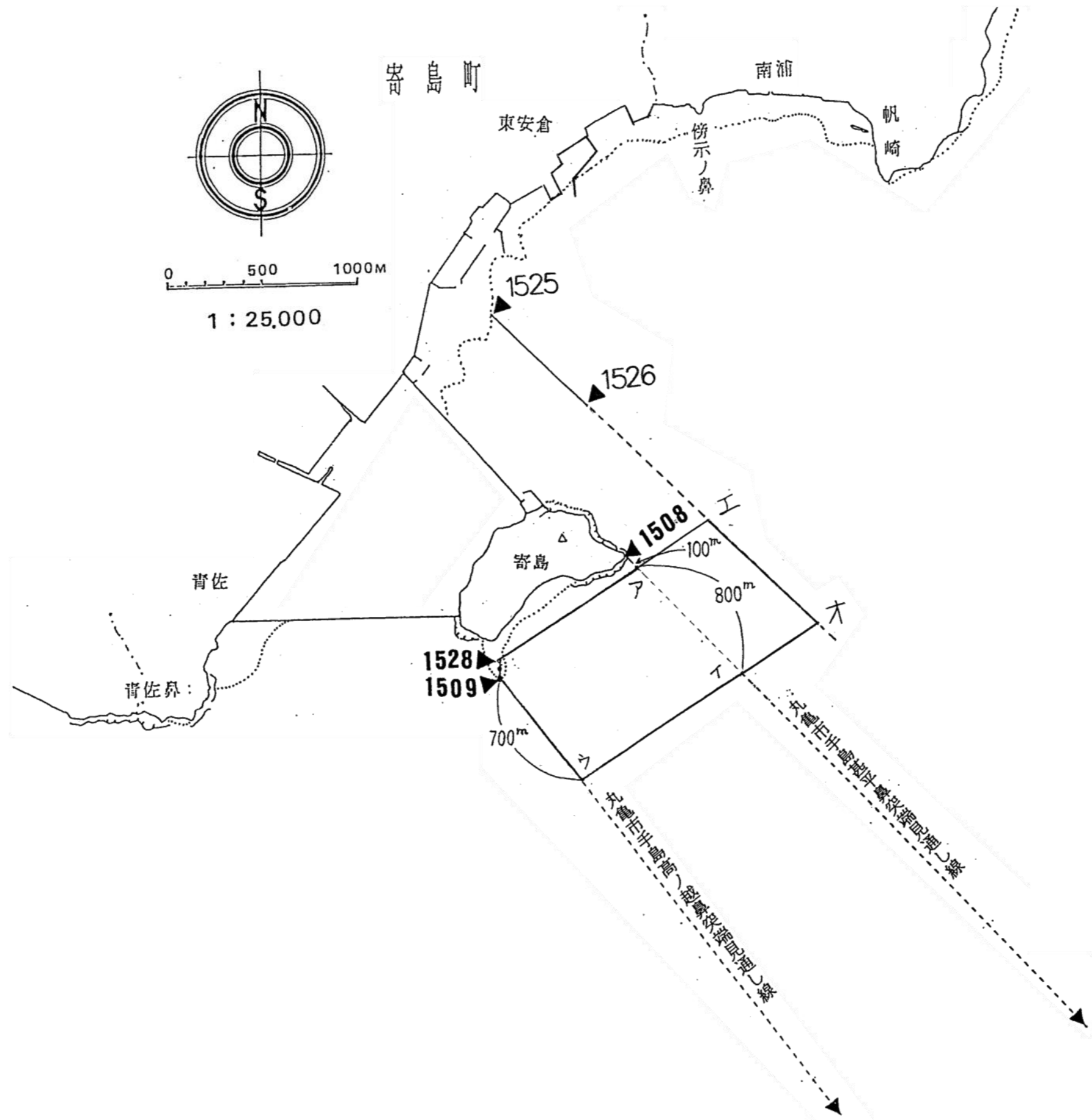
6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 倉敷市玉島黒崎、浅口市寄島町



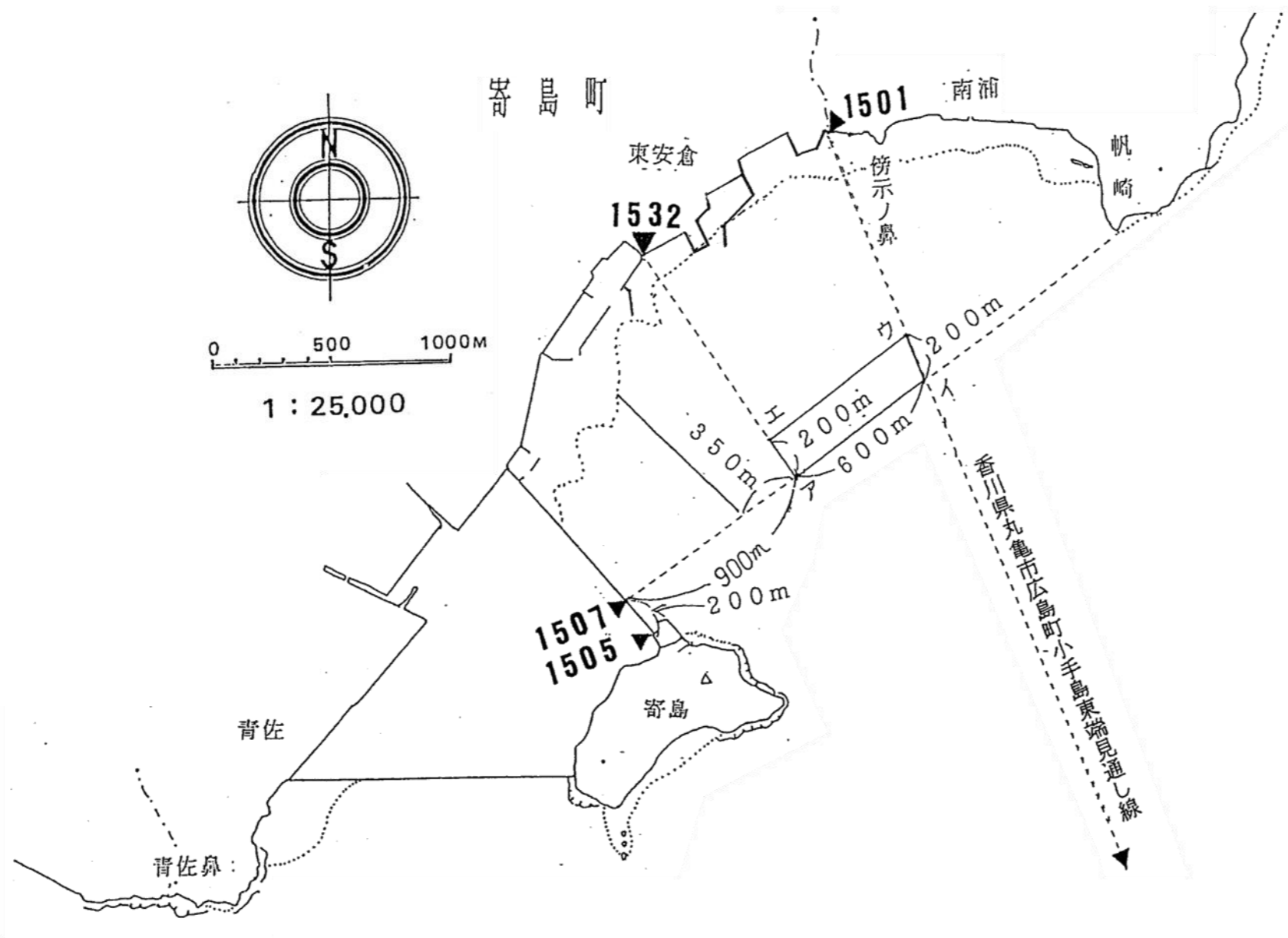
岡区第 92 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第93号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先
- 4 漁場の区域 点エ、点オ、点ウ、基点第1509号、基点第1528号
及び点エの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識
基点第1525号 浅口市寄島町一文字防波堤北端に設置した標識
基点第1526号 浅口市寄島町一文字防波堤南端に設置した標識
基点第1528号 浅口市寄島町三郎島北端に設置した標識
点ア 基点第1508号から香川県丸亀市手島甚平鼻突
端見通し線上基点第1508号から100メートル
の点
点イ 基点第1508号から香川県丸亀市手島甚平鼻突
端見通し線上基点第1508号から900メートル
の点
点ウ 基点第1509号から香川県丸亀市手島高ノ越鼻
突端見通し線上基点第1509号から700メート
ルの点
点エ 基点第1525号から基点第1526号見通し延
長線と基点第1528号から点ア見通し延長線との
交差点
点オ 基点第1525号から基点第1526号見通し延
長線と点ウから点イ見通し延長線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 93 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第94号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
4月1日から10月31日まで
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識
基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識
基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識
基点第1532号 浅口市寄島町中安倉東防波堤基部に設置した標識
点ア 基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上基点第1507号から900メートルの点（浅口市寄島町一文字防波堤南端から350メートルの点）
点イ 基点第1501号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差点
点ウ 点イから基点第1501号見通し線上点イから200メートルの点
点エ 点アから基点第1532号見通し線上点アから200メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 94 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第95号

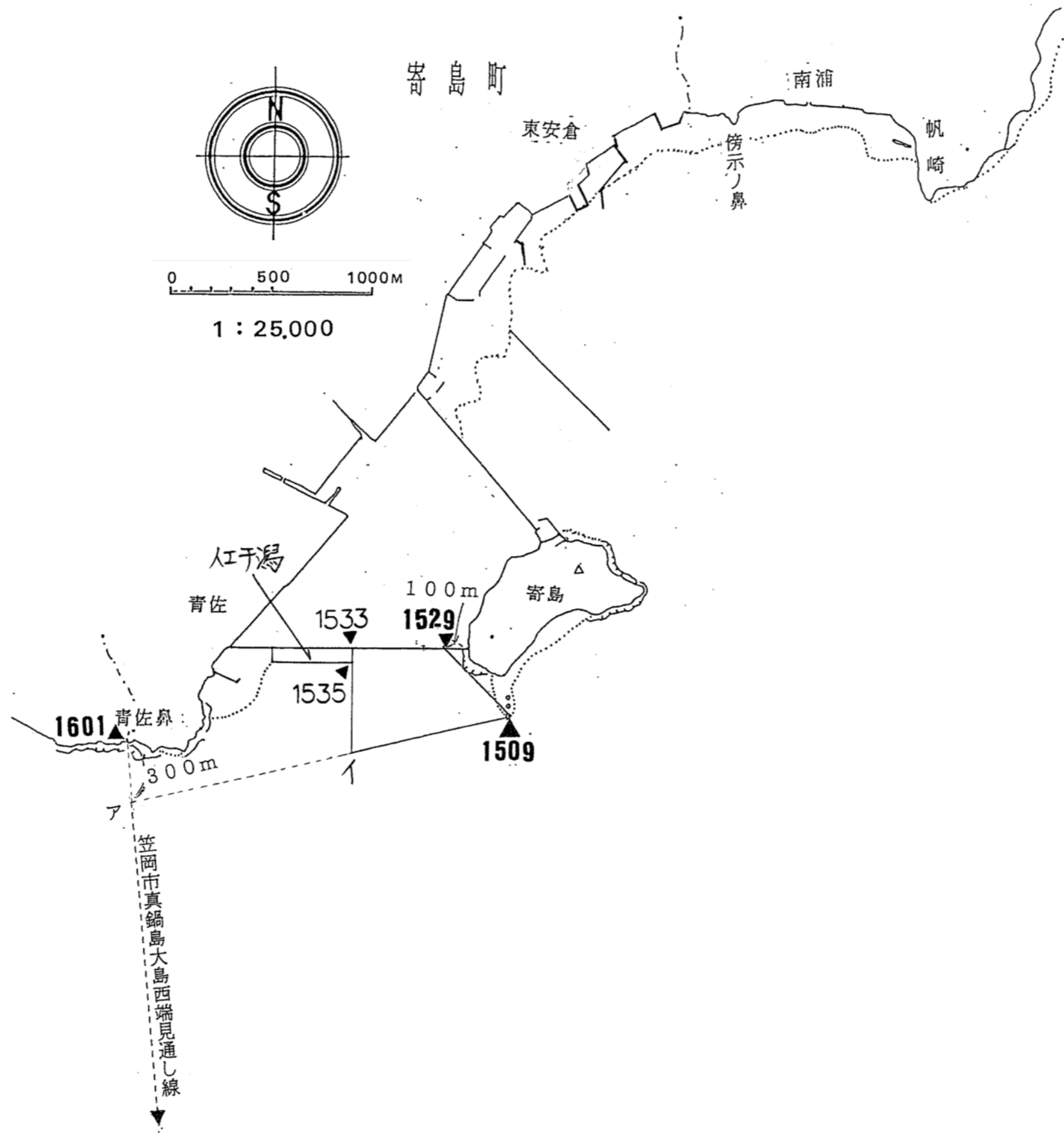
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あさり、あかがい、とりがい垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

- 4 漁場の区域 基点第1529号、基点第1509号、点イ及び基点第1533号を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識
基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メートルの地点に設置した標識
基点第1533号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部
基点第1535号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端
基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識
点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線上基点第1601号から300メートルの点
点イ 基点第1509号から点ア見通し線と、基点第1533号から基点第1535号見通し延長線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 95 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第96号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 はまぐり、あさり養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市玉島乙島地先（高梁川下流）

- 4 漁場の区域 基点第1402号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1402号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地藏
基点第1310号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部
基点第1402号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省が設置した標識
基点第1415号 倉敷市玉島上新霞橋西詰に設置した標識
基点第1417号 倉敷市玉島乙島高崎公会堂内の水道記念碑
点ア 基点第1402号から基点第1303号見通し線上基点第1402号から700メートルの点
点イ 基点第1415号から点ア見通し線と、基点第1417号から基点第1310号見通し線との交差点
点ウ 基点第1417号から基点第1310号見通し線上基点1417号から75メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

- 6 関係地区 倉敷市玉島乙島、柏島、勇崎

岡区第 96 号
第3種区画漁業権

玉島乙島

玉島上成

連島町西之浦

連島町鶴新田

